



軽トラ市 in ゆきしん部

で実現!



グルメ選手権の復活 in 東京タワー



トレイン同期会 -トレジャーハンター-

2025

yukiguni Shinyoukumiai

DISCLOSURE

幸せのYuki-Shin



ゆきぐに信用組合

LINEは
こちら

HPは
こちら



理事長あいさつ

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

今回は「新潟県信用組合協会」の令和7年度の「事業方針」について記載いたします。

県内の信用組合では、日銀の政策金利の引上げを受けて、金利の引上げ交渉や事業性融資の推進に力を入れていく信用組合が多いと予想されます。

私ども「信用組合」の地域貢献は「事業性融資」です。地域の事業の発展に寄与することは新潟県経済の振興に値します。

融資強化の必要性に迫られる中、新入職員の採用難や職員の離職増加などで職員数が不足しており、顧客回りや渉外（営業）に注力できないという新たな課題が生じています。

県内信用組合の個別事情を考慮しつつ、県内信用組合のネットワークの活用により融資に強い信用組合を目指してまいります。

令和7年の事業計画では「人材を人財に変える育成」と「県内信組のネットワークの活用」を掲げて取り組んでまいりたいと考えております。

1. 人材を人財に変える育成

信用組合を取り巻く環境が刻々と変化していく中で、地域に求められる金融機関として存在していくためには、今ある人材を人財に変え個々の能力を高めていくことが必要不可欠です。「顔の見える金融機関」として、人間力を高め幅広い知識を習得し、目の前の顧客の課題に真摯に向き合う職員の育成に取り組んでまいります。また、現場で指導する管理職職員にも改めて「教え方の基本」を学ぶ機会を設け、現代の若者に合わせた指導法について学び育成力の強化にも尽力致します。

2. 県内信組ネットワークの活用と外部団体等との連携

(1) 県内信用組合のネットワーク

県内8信組、109店舗、組合員数20万人、役職員数1,000名のパワーとネットワークを有効に活用することで、信用組合の発信力をさらに高めるとともに連携事業についても実施してまいります。

(2) 外部団体等との連携

地域の活性化や企業経営支援、事業承継、創業支援等信用組合の抱える課題については、外部団体等とのさらなる連携が重要と考え積極的な交流による情報収集と連携の強化に取り組んでまいります。

敬 具



華せのYuki-Shin

ゆきぐに信用組合

理事長 小野澤一成

11月1日	小出郷信栄会設立 (当時会員数47名)
2003年(平成15年)	創立50周年記念式典
6月21日	創立50周年記念式典
2005年(平成17年)	4月11日 本部・本店駅通り店に移転
2006年(平成18年)	5月8日 新本店新築
5月29日	しんくみセンター開設
2011年(平成23年)	6月20日 「金融担当大臣顕彰」受賞
2013年(平成25年)	6月22日 創立60周年記念式典
2016年(平成28年)	9月28日 「魚沼の未来基金」設立
11月28日	石打支店新築
2017年(平成29年)	6月1日 「年金友の会」設立30周年式典
12月1日	「ゼロ金利」地方創生景気喚起型資金発売
2018年(平成30年)	2月14日 内閣府まちひとしごと創生本部担当大臣表彰受賞
6月23日	創立65周年記念式典
2019年(令和元年)	6月3日 津南支店リフォーム
6月11日	五日町支店リフォーム
7月1日	10年連続好決算記念式典
10月30日	新潟県社会福祉協議会会長表彰受賞
2021年(令和3年)	しんくみブランド表彰「優秀賞」受賞
2022年(令和4年)	通常総代会にて「組合名称変更」「営業地区変更」を決議
2023年(令和5年)	9月19日 信用組合共催事業「飛鳥IIチャータークルーズ」
9月19日	営業エリア拡大、「ゆきぐに信用組合」名称変更
11月25日	創業70周年記念式典



創業70周年「感謝還元祭」「記念式典」



「新潟県社会福祉協議会」会長表彰受賞



10年連続好決算記念式典



魚沼の未来基金 贈呈式



沿革・ゆきしんのあゆみ

- 1953年（昭和28年）
3月5日 設立
- 4月1日 営業開始（創業）
- 1962年（昭和37年）
11月11日 創立10周年記念記念式典
- 1967年（昭和42年）
12月25日 石打出張所開設
- 1972年（昭和47年）
11月5日 本店新築竣工祝賀会兼創立20周年記念式典
- 1974年（昭和49年）
11月5日 石打支店新築
- 1979年（昭和54年）
11月5日 五日町出張所開設
- 1981年（昭和56年）
1月26日 五日町信栄会設立
（当時会員数134名）
- 8月7日 本店信栄会設立
（当時会員数134名）
- 11月12日 石打信栄会設立
（当時会員数180名）
- 1983年（昭和58年）
12月5日 津南支店開設
- 1984年（昭和59年）
11月5日 五日町支店新築
- 1988年（昭和63年）
6月1日 年金友の会「よろこび」設立
- 1989年（平成元年）
6月19日 「しおしんレディースクイーン」設立
- 1992年（平成4年）
2月17日 津南信栄会設立
（当時会員数94名）
- 1993年（平成5年）
12月13日 小出郷支店開設
- 2002年（平成14年）
9月10日 「飛鳥クルーズ小樽の旅」
（総勢512名）



60周年



金融担当大臣顕彰



飛鳥



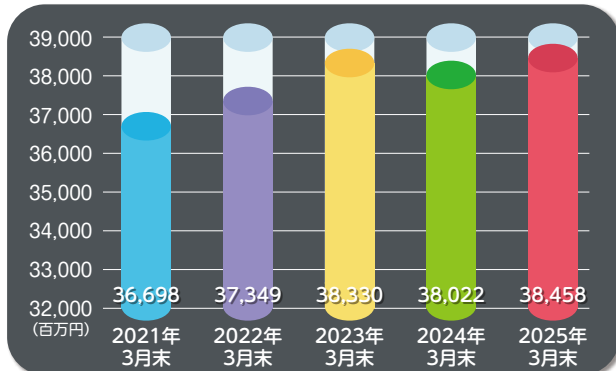
本店新築の工事



創業

業績ハイライト

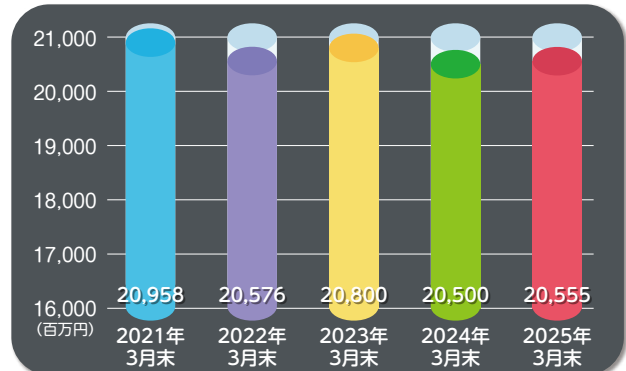
預積金の推移



預積金残高は安定推移し380億円を維持

お客様目線の営業スタイルにより、窓口営業時間延長やお昼休みの職員増員など、利便性を考慮した取組みを行っております。当組合の経営基盤である預積金残高は安定的に推移しております。

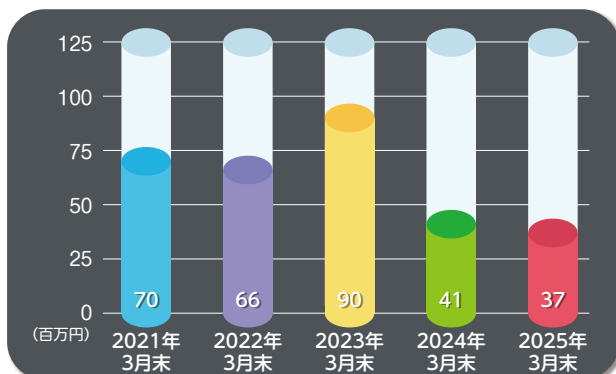
貸出金の推移



本業支援の取組みにより事業先の改善を支援

事業先に対しては、経営改善支援、資金繰り支援に重点を置いて取組んでおり、新たな営業エリアのお客様も徐々に増加しております。個人先家計の収支悪化に対応するため、「定期家計診断」による家計改善の普及促進を図っております。

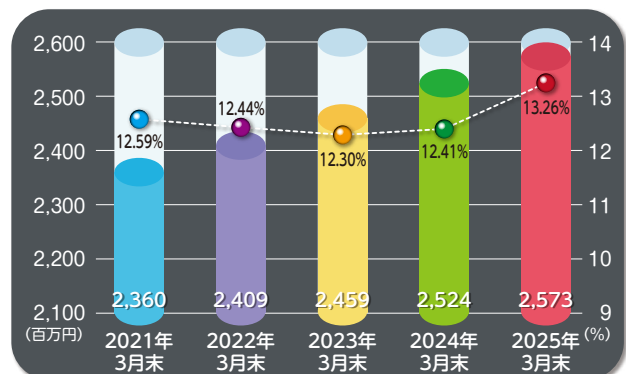
当期純利益の推移



好決算を堅持し16年連続黒字確保

2010年3月期から今期まで16年連続で最終黒字を計上しております。お客様から頼られるための経営体力を維持するため決算の“黒字化”によりゆるぎない経営基盤を構築します。そして、これからも生み出した利益を地域に還元し、地域を活性化させるよう努めてまいります。

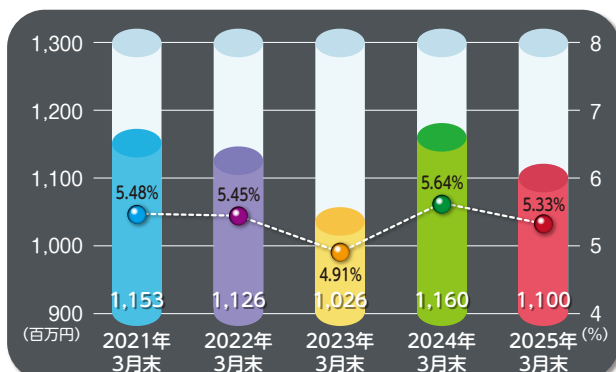
自己資本比率・自己資本額の推移



着実な利益計上により自己資本額を積み増し

毎期着実に利益計上しており、自己資本額は増加しております。自己資本比率については、前年を上回っております。国際統一基準である8%を超える十分な水準を維持しております。
※2025年3月期末より、パーゼルⅢ新基準による自己資本比率の算定を行っております。

不良債権比率・不良債権額の推移



不良債権処理により不良債権額・比率共に減少

前年度は不良債権の新規発生により増加しましたが、今年度は不良債権処理を計画通り進め、不良債権額・比率共に減少しております。取引先企業の経営改善と資金繰り改善を最重要課題として取組み、債務者区分の悪化防止・改善に努めてまいります。

業績のハイライト

2024年度は、預積金・貸出金共に前年度よりも若干増加し、安定推移しております。

新たな不良債権の発生により、2年連続で多額の不良債権処理が必要となりましたが、有価証券運用益の確保により当期黒字計上を維持しました。

今後も、お取引先の事業や家計の改善に向けて、お客様と共に取組み、不良債権の新規発生防止に努めてまいります。

健全経営を維持し、安心してお付き合いいただける信用組合を目指して、役職員一同精一杯取り組んでまいります。

◆ 損益計算書

科 目	2023年度	2024年度
経 常 収 益	874,551	884,028
資 金 運 用 収 益	717,181	633,517
貸 出 金 利 息	442,713	461,427
預 け 金 利 息	16,019	33,677
買 入 手 形 利 息	—	—
コ ー ル ロ ー ン 利 息	—	—
買 現 先 利 息	—	—
債券貸借取引受入利息	—	—
有価証券利息配当金	246,647	130,628
金利スワップ受入利息	—	—
その他の受入利息	11,801	7,784
役 務 取 引 等 収 益	27,962	31,070
受 入 為 替 手 数 料	11,049	13,472
その他の役務収益	16,912	17,597
そ の 他 業 務 収 益	80,552	3,806
外 国 為 替 売 買 益	—	—
商品有価証券売買益	—	—
国債等債券売却益	76,191	—
国債等債券償還益	—	—
金融派生商品収益	—	—
その他の業務収益	4,360	3,806
そ の 他 経 常 収 益	48,855	215,633
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	—	—
償 却 債 権 取 立 益	—	—
株 式 等 売 却 益	48,654	215,346
金 銭 の 信 託 運 用 益	—	—
その他の経常収益	200	287
経 常 費 用	798,459	832,236
資 金 調 達 費 用	10,032	24,872
預 金 利 息	9,610	24,392
給付補てん備金繰入額	285	345
譲 渡 性 預 金 利 息	—	—
借 用 金 利 息	—	—
売 渡 手 形 利 息	—	—
コ ー ル マ ネ ー 利 息	—	—
売 現 先 利 息	—	—
債券貸借取引支払利息	—	—
コマーシャル・ペーパー利息	—	—
金利スワップ支払利息	—	—
その他の支払利息	136	135
役 務 取 引 等 費 用	21,200	21,727
支 払 為 替 手 数 料	7,903	8,087
その他の役務費用	13,297	13,640
そ の 他 業 務 費 用	128,093	27,859
外 国 為 替 売 買 損	—	—
商品有価証券売買損	—	—
国債等債券売却損	127,972	24,610
国債等債券償還損	—	3,218
国債等債券償却	—	—
金融派生商品費用	—	—
その他の業務費用	120	30
経 常 費	531,270	492,317
人 件 費	296,129	285,672
物 件 費	230,153	201,496
税 金	4,987	5,148
そ の 他 経 常 費 用	107,862	265,458
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	80,310	71,764
貸 出 金 償 却	—	—
株 式 等 売 却 損	—	—
株 式 等 償 却	—	—
金 銭 の 信 託 運 用 損	—	—
その他資産償却	—	—
その他の経常費用	27,552	193,694
経 常 利 益	76,091	51,791

(単位：千円)

科 目	2023年度	2024年度
特 別 利 益	—	—
固 定 資 産 処 分 益	—	—
負 の の れ ん 発 生 益	—	—
金融商品取引責任準備金取崩額	—	—
そ の 他 の 特 別 利 益	—	—
特 別 損 失	0	298
固 定 資 産 処 分 損	0	298
減 損 損 失	—	—
金融商品取引責任準備金繰入額	—	—
そ の 他 の 特 別 損 失	—	—
税 引 前 当 期 純 利 益	76,091	51,493
法人税、住民税及び事業税	23,166	12,496
法 人 税 等 調 整 額	11,399	1,071
法 人 税 等 合 計	34,565	13,568
当 期 純 利 益	41,525	37,925
繰 越 金 (当 期 首 残 高)	103,042	148,339
当 期 末 処 分 剰 余 金	144,568	186,265

◆ 剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	2023年度	2024年度
当 期 末 処 分 剰 余 金	144,568	186,265
当 期 純 利 益	41,525	37,925
繰 越 金	103,042	148,339
利 益 準 備 金 取 崩 額	2,079	7,667
特 別 積 立 金 取 崩 額	43,399	1,071
う ち 経 営 改 善 積 立 金	11,399	1,071
(うち創業70周年記念事業積立金)	32,000	0
剰 余 金 処 分 額	41,706	41,517
利 益 準 備 金	—	—
普通出資に対する配当金	11,706	11,517
(普通出資に対する配当率)	(年3%の割合)	(年3%の割合)
特 別 積 立 金	30,000	30,000
(うち経営改善積立金)	(—)	(—)
次 期 繰 越 金	148,339	153,486

■ 法定監査の状況

貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書につきましては、「協同組合による金融事業に関する法律」第5条の8第3項に規定に基づき、公認会計士 北畠 収 の監査を受けております。

【会計監査人の氏名及び名称】

公認会計士北畠会計事務所 公認会計士 北畠 収

■ 代表理事による財務諸表の適正性・有効性の確認

私は当組合の2024年4月1日から2025年3月31日までの第72期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

2025年6月26日

ゆきぐに信用組合

理事長 小野澤一成

■貸借対照表の注記事項

1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|-------|---------|
| 建 物 | 21年～39年 |
| そ の 他 | 5年～10年 |
4. 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
5. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 日本公認会計士協会 銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（2022年4月14日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込みも必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、本部（営業関連部署）の協力の下に融資部（資産査定部署）が資産査定を実施しております。
6. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
7. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」（2015年3月26日）に定める簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当事業年度末における必要額を計上しております。
- 当組合は、複数事業主（信用組合等）により設立された企業年金制度（総合設立型企業年金基金）に加入しており、当組合の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
- なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当組合の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
- (1) 制度全体の積立状況に関する事項（2024年3月31日現在）
- | | |
|-------------------------------|------------|
| 年金資産の額 | 249,416百万円 |
| 年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 | 211,033百万円 |
| 差引額 | 38,382百万円 |
- (2) 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日） 0.274%
- (3) 補足説明
- 上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高9,895百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間8年の元利均等償却であり、当組合は当期の計算書類上、当該償却に充てられる特別掛金110万円を費用処理しております。
- なお、上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致していません。
8. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
9. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積りも必要と認める額を計上しております。
10. 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に基づく負担金の支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
11. 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
- 貸倒引当金 605百万円
- 貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として5.に記載しております。
- 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
- なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
12. 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針
- 当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。
- このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合

- 的管理（ALM）をしております。
- (2) 金融商品の内容及びそのリスク
- 当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
- 一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
- また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。
- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
- ① 信用リスクの管理
- 当組合は、ローン事業管理規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。
- これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣による常務会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。
- さらに、与信管理の状況については、監査室がチェックしております。
- 有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
- ② 市場リスクの管理
- (i) 金利リスクの管理
- 当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。
- ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、常務会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。
- 日常的には総務部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで常務会に報告しております。
- (ii) 為替リスクの管理
- 当組合は、為替の変動リスクに関して、継続的なモニタリングを行い、為替変動リスクの軽減を図っております。
- (iii) 価格変動リスクの管理
- 有価証券を含む市場運用商品の保有については、常務会の方針に基づき、理事会の監督の下、余資運用基準規程に従い行われております。
- このうち、総務部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
- 当組合で保有している株式の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。
- これらの情報は総務部を通じ、理事会及び常務会において定期的に報告されております。
- ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理
- 当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。
- (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
- 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。
- なお、預け金、貸出金及び預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を含めて開示しております。
13. 金融商品の時価等に関する事項
- 2025年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。
- なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)			
	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金（※1）	13,812	13,663	△ 148
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	1,397	1,218	△ 179
その他有価証券	4,314	4,314	－
(3) 貸出金（※1）	20,555	20,039	
貸倒引当金（※2）	△ 605		
	19,950	20,039	88
金融資産計	39,474	39,234	△ 240
(1) 預金積金（※1）	38,458	38,302	△ 156
金融負債計	38,458	38,302	△ 156

- (※1) 預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。
- (※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針 31号 2021年6月17日）第24－3項及び第24－9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

- (注1) 金融商品の時価等の算定方法
- 金融資産
- (1) 預け金
- 満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。
- (2) 有価証券
- 株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示され

- た価格によっております。
- 投資信託は市場における取引価格が存在している場合は、当該価格を時価としております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合、基準価額を時価としており、当該重要な制限がある場合は基準価額を時価とみなしております。
- なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については14. から17. に記載しております。
- (3) 貸出金
- 貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算定結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。
- ① 6ヵ月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額）。
- ② ①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。
- 金融負債
- (1) 預金積金
- 要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿簿価）を時価とみなしております。定期性預金の時価は、一定の金額帯および期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。
- (注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式（※1）	30
全信組連出資金（※1）	175
合 計	205

(※1) 非上場株式及び全信組連出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

14. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下17.まで同様であります。

- (1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。
- (2) 満期保有目的の債券

【時価が貸借対照表計上額を超えるもの】

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
国 債	－百万円	－百万円	－百万円
その他	100	101	1
小計	100	101	1

【時価が貸借対照表計上額を超えないもの】

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
国 債	597百万円	540百万円	△ 56百万円
その他	700	576	△ 123
小計	1,297	1,116	△ 180
合計	1,397	1,218	△ 179

- (3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式はありません。
- (4) その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株 式	572百万円	452百万円	120百万円
債 券	－	－	－
国 債	－	－	－
社 債	－	－	－
その他	283	269	13
小計	855	721	133

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株 式	225百万円	248百万円	△ 22百万円
債 券	2,036	2,492	△ 455
国 債	1,391	1,792	△ 400
社 債	645	700	△ 54
その他	1,196	1,288	△ 91
小計	3,459	4,029	△ 570
合計	4,314	4,751	△ 436

15. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。
16. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。
- | | 売却価額 | 売却益 | 売却損 |
|--|--------|--------|-------|
| | 595百万円 | 215百万円 | 24百万円 |
17. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債 券	－	300百万円	300百万円	2,500百万円
国 債	－	－	－	2,400
社 債	－	300	300	100
その他	－	－	100	800
合計	－	300	400	3,300

18. 有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券

の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準の概要は以下のとおりであります。

- 時価が取得原価に比べ50%以上下落した銘柄
- 時価が取得原価に比べ30%以上50%未満下落し、財務内容や格付が一定水準以下の銘柄

19. 協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	78百万円
危険債権額	766百万円
三月以上延滞債権額	－
貸出条件緩和債権額	256百万円
合計額	1,100百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準じる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

20. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は9百万円であります。

21. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、3,226百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが3,226百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

22. 有形固定資産の減価償却累計額 542百万円
23. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 26百万円

24. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	154百万円
退職給付引当金	7
役員退任慰労引当金	10
減損損失	19
有価証券評価差額金	123
その他	13
繰延税金資産小計	331
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 315
繰延税金資産合計	15
繰延税金負債	－
繰延税金資産の純額	15百万円

25. 担保に提供している資産は、次のとおりであります。

担保提供している資産	預け金	1,000百万円
担保資産に対応する債務	借入金	－百万円

上記のほか、為替取引及び日本銀行歳入復代埋店取引のために預け金1,005百万円を担保として提供しているほか、全国協同組合保障基金として預け金152百万円を担保として提供しております。

26. 出資1口当たりの純資産額は5,316円61銭です。

■損益計算書の注記事項

- (注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 出資1口当たりの当期純利益 96円33銭
3. その他の経常費用には、債権売却損188百万円が含まれております。

主要な経営指標の推移

◆ 主要な経営指標の推移

(単位：千円)

区 分	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
経 常 収 益	669,175	643,591	619,001	596,089	582,756	611,195	619,890	653,576
経 常 利 益	95,944	124,217	85,074	105,918	77,996	108,398	116,697	71,134
当 期 純 利 益	83,005	123,676	84,818	103,283	77,047	107,796	116,697	71,409
預 金 積 金 残 高	31,216,095	30,399,895	30,613,330	29,914,075	30,266,906	30,375,253	30,620,003	31,247,328
貸 出 金 残 高	15,711,612	15,929,821	15,844,072	14,997,912	15,265,708	16,141,004	16,743,480	16,786,371
有 価 証 券 残 高	2,677,538	2,906,786	3,159,401	3,241,842	2,433,600	2,864,756	3,480,202	2,916,515
総 資 産 額	32,738,410	32,052,351	32,366,382	31,832,436	32,223,344	32,565,043	34,947,059	36,406,155
純 資 産 額	1,337,874	1,471,900	1,583,955	1,742,837	1,809,844	2,008,109	2,137,564	2,151,481
自己資本比率（単体）	10.52%	11.21%	11.78%	12.80%	12.74%	12.13%	11.63%	11.82%
出 資 総 額	399,697	397,173	398,737	404,949	412,466	415,829	414,307	413,676
出 資 口 数	399,697口	397,173口	398,737口	404,949口	412,466口	415,829口	414,307口	413,676口
出資に対する配当金	12,056	16,084	11,955	12,020	12,203	12,479	12,415	12,393
職 員 数	44人	45人	45人	45人	43人	46人	45人	46人
区 分	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
経 常 収 益	634,078	647,190	646,130	600,777	629,907	628,891	874,551	884,028
経 常 利 益	117,249	168,557	124,924	95,920	106,867	112,448	76,091	51,791
当 期 純 利 益	95,432	142,699	82,622	70,807	66,083	90,862	41,525	37,925
預 金 積 金 残 高	32,524,962	33,770,205	36,038,332	36,698,175	37,349,163	38,330,243	38,022,862	38,458,934
貸 出 金 残 高	16,421,391	17,496,884	17,918,861	20,958,035	20,576,742	20,800,199	20,500,590	20,555,947
有 価 証 券 残 高	3,669,440	3,575,118	4,392,946	5,872,389	6,860,185	7,122,987	5,848,115	5,742,861
総 資 産 額	37,756,465	39,161,562	39,240,982	40,146,842	40,747,597	40,929,038	40,746,032	40,792,741
純 資 産 額	2,220,455	2,365,364	2,204,293	2,493,022	2,453,395	2,349,506	2,468,045	2,041,140
自己資本比率（単体）	11.89%	11.97%	11.74%	12.59%	12.44%	12.30%	12.41%	13.26%
出 資 総 額	413,026	412,592	406,303	402,603	399,768	393,663	391,584	383,917
出 資 口 数	413,026口	412,592口	406,303口	402,603口	399,768口	393,663口	391,584口	383,917口
出資に対する配当金	12,353	20,591	12,197	12,057	11,996	11,910	11,399	11,517
職 員 数	43人	45人	45人	45人	46人	49人	49人	44人

- (注) 1. 残高係数は、期末日現在を記載。なお、総資産額には、債務保証見返りを含めておりません。
2. 自己資本比率（単体）は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。なお、当組合は関連会社等の保有はありません。

◆ 資金運用勘定・調達勘定の平均残高

(単位：百万円、%)

科 目	年度	平均残高	利 息	利回
資金運用勘定	2023年度	41,213	717	1.74
	2024年度	41,523	633	1.52
	うち貸出金	20,676	442	2.14
	2024年度	21,077	461	2.18
	うち預け金	14,525	16	0.11
	2024年度	14,262	33	0.23
	うち金融機関貸付等	—	—	—
	2024年度	—	—	—
資金調達勘定	2023年度	5,836	246	4.22
	2024年度	6,008	130	2.17
	2023年度	39,146	9	0.02
	2024年度	39,500	24	0.06
	うち預金積金	39,146	9	0.02
	2024年度	39,473	24	0.06
うち借入金	2023年度	—	—	—
	2024年度	—	—	—

◆ 先物取引の時価情報

(単位：百万円)

区 分		2023年度			2024年度							
		契約額	時価	差損益	契約額	時価	差損益					
金利	売建											
	買建											
債券	売建											
	買建											
合計	売建											
	買建											
差引計												

(注) 当組合は、現在取引を行っておりません。

◆ オフバランス取引の状況

(単位：百万円)

項 目	2023年度		2024年度	
	契 約 金 額 想定元本額	与信相当額	契 約 金 額 想定元本額	与信相当額
金 利 ス ワ ッ プ				
通 貨 ス ワ ッ プ				
先物外国為替取引				
金利オプション（買）				
通貨オプション（買）				
その他金融派生商品				
合 計				

(注) 当組合は、現在取引を行っておりません。

◆粗利益

(単位：千円)

科 目	2023年度	2024年度
資 金 運 用 収 益	717,181	633,517
資 金 調 達 費 用	10,032	24,872
資 金 運 用 収 支	707,149	608,645
役 務 取 引 等 収 益	27,962	31,070
役 務 取 引 等 費 用	21,200	21,727
役 務 取 引 等 収 支	6,762	9,343
そ の 他 業 務 収 益	80,552	3,806
そ の 他 業 務 費 用	128,093	27,859
そ の 他 業 務 収 支	▲ 47,541	▲ 24,053
業 務 粗 利 益	666,368	593,934
業 務 粗 利 益 率	1.61%	1.43%

(注) 業務粗利益率＝業務粗利益／資金運用勘定平均残高×100

◆業務純益

(単位：千円)

項 目	2023年度	2024年度
業 務 純 益	102,323	27,087
実 質 業 務 純 益	139,247	105,670
コ ア 業 務 純 益	191,028	133,499
コ ア 業 務 純 益 (投資信託解約益を除く。)	49,349	114,839

◆総資金利鞘等

(単位：％)

区 分	2023年度	2024年度
資 金 運 用 利 回 (A)	1.74%	1.52%
資 金 調 達 原 価 率 (B)	1.37%	1.29%
総 資 金 利 鞘 (A－B)	0.37%	0.23%

◆総資産利益率

(単位：％)

区 分	2023年度	2024年度
総 資 産 経 常 利 益 率	0.19%	0.12%
総 資 産 当 期 純 利 益 率	0.10%	0.09%

(注) 総資産経常(当期純)利益率＝経常(当期純)利益／総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

◆その他業務収益の内訳

(単位：千円)

科 目	2023年度	2024年度
外 国 為 替 売 買 益	－	－
商 品 有 価 証 券 売 買 益	－	－
国 債 等 債 券 売 却 益	76,191	－
国 債 等 債 券 償 還 益	－	－
そ の 他 の 業 務 収 益	4,360	3,806
合 計	80,552	3,806

◆一店舗当たりの預金及び貸出金残高

(単位：百万円)

区 分	2023年度	2024年度
1 店 舗 当 た り の 預 金 残 高	7,604	7,691
1 店 舗 当 た り の 貸 出 金 残 高	4,100	4,111

◆職員1人あたりの預金及び貸出金残高

(単位：百万円)

区 分	2023年度	2024年度
職 員 1 人 当 た り の 預 金 残 高	775	874
職 員 1 人 当 た り の 貸 出 金 残 高	418	467

◆経費の内訳

(単位：千円)

科 目	2023年度	2024年度
人 件 費	296,129	285,672
報 酬 給 料 手 当	237,438	235,864
賞 与 引 当 金 純 繰 入 額	2,203	▲ 1,184
退 職 給 付 費 用	16,295	14,740
社 会 保 険 料 等	40,192	36,251
物 件 費	230,153	201,496
事 務 費	115,712	106,910
固 定 資 産 費	40,745	32,183
事 業 費	30,749	21,787
人 事 厚 生 費	6,685	4,577
預 金 保 険 料	5,533	5,572
固 定 資 産 償 却	30,726	30,466
税 金	4,987	5,148
合 計	531,270	492,317

◆役務取引の状況

(単位：千円)

科 目	2023年度	2024年度
役 務 取 引 等 収 益	27,962	31,070
受 入 為 替 手 数 料	11,049	13,472
そ の 他 の 受 入 手 数 料	16,873	17,573
その他の役務取引等収益	39	24
役 務 取 引 等 費 用	21,200	21,727
支 払 為 替 手 数 料	7,903	8,087
そ の 他 の 支 払 手 数 料	4,205	4,526
その他の役務取引等費用	9,091	9,114

◆受取利息及び支払利息の増減

(単位：千円)

項 目	2023年度	2024年度
受 取 利 息 の 増 減	123,895	▲ 83,664
支 払 利 息 の 増 減	386	14,840

◆預貸率および預証率

(単位：％)

区 分		2023年度	2024年度
預 貸 率	期 末 残 高	53.91%	53.44%
	期 中 平 残	52.81%	53.39%
預 証 率	期 末 残 高	15.38%	14.93%
	期 中 平 残	14.90%	15.22%

◆有価証券、金銭の信託等の取得価格又は契約価格、時価及び評価損益

(単位：百万円)

種 類	年 度	取得価格 (A)	時 価 (B)	評価損益 (B)－(A)
有 価 証 券	2023年度	5,835	5,776	▲ 58
	2024年度	6,178	5,563	▲ 615
金 銭 の 信 託	2023年度			
	2024年度			
デリバティブ 等 商 品	2023年度			
	2024年度			

(注) 1. 有価証券、金銭の信託は、上場有価証券については決算日の時価、非上場有価証券については価格等の算定が可能なもの(店頭売買有価証券については証券業協会が公表する売買価格等、公債簿権については証券業協会が公表する公社債店頭気配表に掲載されている銘柄の利回りに基づいて計算した価格、証券投資信託の受益証券については基準価格)については時価相当額、その他のものは帳簿価格です。

2. デリバティブ等商品とは、預金等と協同組合による金融事業に関する法律施行規則第41条第1項第5号に掲げる取引(金融先物取引、先物外国為替取引、有価証券デリバティブ取引等)を組合わせた商品です。

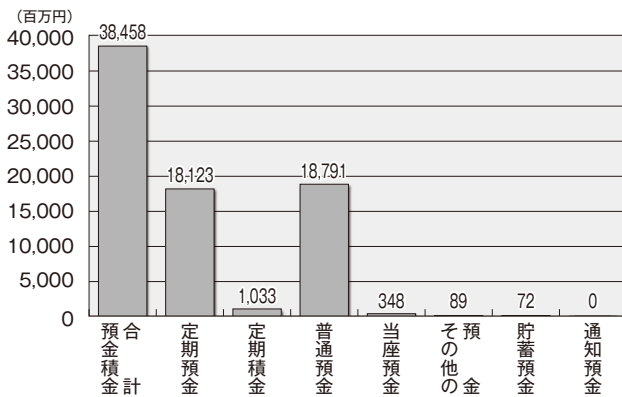
預金

◆ 預金種目別平均残高

(単位：百万円、%)

科 目	2023年度		2024年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
流 動 性 預 金	19,093	48.77	19,095	48.37
定 期 性 預 金	20,003	51.10	20,323	51.49
譲 渡 性 預 金	—	—	—	—
そ の 他 の 預 金	50	0.13	54	0.14
合 計	39,146	100.00	39,473	100.00

◆ 2024年度 預金科目別構成グラフ



◆ 預金者別預金残高

(単位：百万円、%)

区 分	2023年度		2024年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
個 人	29,691	78.09	30,306	78.80
法 人	8,331	21.91	8,152	21.20
一 般 法 人	5,993	15.76	5,891	15.32
金 融 機 関	—	—	—	—
公 金	2,337	6.15	2,261	5.88
合 計	38,022	100.00	38,458	100.00

◆ 定期預金種類別残高

(単位：百万円)

区 分	2023年度	2024年度
固 定 金 利 定 期 預 金	17,921	17,639
変 動 金 利 定 期 預 金	43	38
そ の 他 の 定 期 預 金	468	445
合 計	18,433	18,123

◆ 財形貯蓄預金残高

(単位：百万円)

項 目	2023年度	2024年度
財 形 貯 蓄 残 高	20	14

融資

◆ 貸出金種類別平均残高

(単位：百万円、%)

科 目	2023年度		2024年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
割 引 手 形	18	0.09	16	0.08
手 形 貸 付	1,833	8.87	1,978	9.38
証 書 貸 付	17,474	84.51	17,729	84.12
当 座 貸 越	1,349	6.52	1,353	6.42
合 計	20,676	100.00	21,077	100.00

◆ 担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額

(単位：百万円、%)

区 分	金 額	構成比	債務保証見返額	構成比
当組合預金積 金	2023年度	284	1.39	—
	2024年度	281	1.37	—
有 価 証 券	2023年度	—	—	—
	2024年度	—	—	—
動 産	2023年度	—	—	—
	2024年度	—	—	—
不 動 産	2023年度	7,931	38.69	58
	2024年度	7,831	38.10	52
そ の 他	2023年度	—	—	—
	2024年度	—	—	—
小 計	2023年度	8,216	40.08	58
	2024年度	8,113	39.47	52
信用保証協会・信用保険	2023年度	2,150	10.49	—
	2024年度	1,952	9.50	1
保 証	2023年度	5,116	24.96	2
	2024年度	4,914	23.91	2
信 用	2023年度	5,016	24.47	1
	2024年度	5,575	27.12	1
合 計	2023年度	20,500	100.00	62
	2024年度	20,555	100.00	56

◆ 貸出金業種別残高・構成比

(単位：百万円、%)

業 種 別	2023年度		2024年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
製 造 業	1,713	8.36	1,488	7.24
農 業 ・ 林 業	1,056	5.15	1,093	5.32
漁 業	6	0.03	11	0.05
鉱業・採石業・砂利採取業	—	—	—	—
建 設 業	1,399	6.82	1,342	6.53
電気・ガス・熱供給・水道業	82	0.40	68	0.33
情 報 通 信 業	348	1.70	339	1.65
運 輸 業 ・ 郵 便 業	378	1.84	354	1.72
卸 売 業 ・ 小 売 業	2,477	12.08	2,322	11.30
金 融 業 ・ 保 険 業	300	1.46	300	1.46
不 動 産 業	187	0.91	132	0.64
物 品 賃 貸 業	47	0.23	24	0.12
学術研究・専門・技術サービス業	60	0.29	73	0.36
宿 泊 業	1,206	5.88	1,287	6.26
飲 食 業	780	3.80	748	3.64
生活関連サービス業・娯楽業	260	1.27	226	1.10
教 育 ・ 学 習 支 援 業	12	0.06	12	0.06
医 療 ・ 福 祉	104	0.51	201	0.98
そ の 他 の サ ー ビ ス	1,608	7.84	1,780	8.66
そ の 他 の 産 業	350	1.71	373	1.81
小 計	12,381	60.40	12,183	59.27
国・地方公共団体等	2,687	13.11	2,906	14.14
個人(住宅・消費・納税資金等)	5,430	26.49	5,466	26.59
合 計	20,500	100.00	20,555	100.00

◆ 貸出金使途別残高

(単位：百万円、%)

区 分	2023年度		2024年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
運 転 資 金	10,861	52.98	10,059	48.94
設 備 資 金	9,638	47.01	10,496	51.06
合 計	20,500	100.00	20,555	100.00

◆ 消費者ローン・住宅ローン残高

(単位：百万円、%)

区 分	2023年度		2024年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
消 費 者 ロ ー ン	1,291	31.52	1,229	29.46
住 宅 ロ ー ン	2,804	68.46	2,942	70.52
合 計	4,096	100.00	4,172	100.00

◆ 貸出金償却

(単位：百万円)

項 目	2023年度	2024年度
貸 出 金 償 却 額	－	－

◆ 貸出金金利区分別残高

(単位：百万円、%)

項 目	2023年度		2024年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
固 定 金 利 貸 出	9,480	54.84	9,354	53.43
変 動 金 利 貸 出	7,806	45.16	8,151	46.56
合 計	17,286	100.00	17,506	100.00

◆ 貸倒引当金の内訳

(単位：百万円)

区 分	2023年度		2024年度	
	金 額	増減額	金 額	増減額
一 般 貸 倒 引 当 金	80	36	158	78
個 別 貸 倒 引 当 金	511	43	446	▲ 65
合 計	591	80	605	13

◆ リスク管理債権および金融再生法開示債権の状況

I. リスク管理債権および同債権に対する保全額の状況

2025年3月末

(単位：千円)

区 分		貸出残高 (A)	担保・保証 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (B + C) / A
破 綻 先 債 権	2023年度	561	－	561	100.00%
	2024年度	561	－	561	100.00%
延 滞 債 権	2023年度	887,234	346,395	510,978	96.63%
	2024年度	844,198	356,721	446,099	95.10%
3か月以上延滞債権	2023年度	－	－	－	－
	2024年度	－	－	－	－
貸出条件緩和債権	2023年度	272,905	58,167	46,467	38.34%
	2024年度	256,018	54,615	57,412	43.76%
合 計	2023年度	1,160,701	404,562	558,007	82.93%
	2024年度	1,100,779	411,336	504,074	83.16%

※リスク管理債権については、総与信（貸出金等関連する債権）のうち貸出金のみを算出し表記したものです。

- (注) 1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立又は弁済の見込みが無いものとして未収利息計上しなかった貸出金（貸出償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイ、会社更生法等の規定による更正手続開始の申立てであった債務者、ロ、民事再生法の規定による再生手続開始の申立てであった債務者、ハ、破産法の規定による破産の申立てであった債務者、ニ、商法の規定による整理開始又は特別清算開始の申立てであった債務者、ホ、手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、等に対する貸出金です。
2. 「延滞債権」とは、上記1. 及び債務者の経営再建又は支援（以下「経営再建等」という。）を図ることを目的として、利息の支払を猶予したものの以外の未収利息不計上貸出金です。
3. 「3か月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している貸出金（上記1. および2. を除く）です。
4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（上記1. ～3. を除く）です。
5. 「担保・保証等 (B)」は、「リスク管理債権総額 (A)」における自己査定に基づく担保の処分可能見込み額及び保証による回収が可能と認められる額です。
6. 「貸倒引当金 (C)」は、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。

II. 金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額の状況

2025年3月末

(単位：千円)

区 分	年度別	債権額 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全額 (D) = (B) + (C)	保全率 (D) / (A)	貸倒引当金引当率 (C) / (A - B)
破 産 更 生 債 権 及 び こ れ ら に 準 ず る 債 権	2023年度	96,717	90,180	6,537	96,717	100.00%	100.00%
	2024年度	78,625	71,031	7,593	78,625	100.00%	100.00%
危 険 債 権	2023年度	791,078	256,215	505,003	761,218	96.23%	94.42%
	2024年度	766,135	285,690	439,067	724,757	94.60%	91.39%
要 管 理 債 権	2023年度	272,905	58,167	46,467	104,634	38.34%	21.64%
	2024年度	256,018	54,615	57,412	112,027	43.76%	28.51%
不 良 債 権 計	2023年度	1,160,701	404,562	558,008	962,571	82.93%	73.80%
	2024年度	1,100,779	411,336	504,074	915,410	83.16%	73.11%
正 常 債 権	2023年度	19,431,490					
	2024年度	19,533,273					
合 計	2023年度	20,592,192					
	2024年度	20,634,053					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 「要管理債権」とは、「3か月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する債権です。
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に問題がない債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。
5. 「担保・保証等(B)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
6. 「貸倒引当金(C)」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。

Ⅲ. 自己査定による総与信の債務者区分に基づく各債権額の詳細及び引当金内訳

2025年3月末

(単位：千円)

債務者区分別債権		I分類額	Ⅱ分類額	Ⅲ分類額	Ⅳ分類額	債務者区分計	一般・個別貸倒引当金
①	破綻先債権額	－	－	－	561	561	561
②	実質破綻先債権額	4,273	66,757	1,378	5,653	78,063	7,031
③	破綻懸念先債権額	106,148	179,541	480,445	－	766,135	439,067
④	要管理先債権額	54,627	256,147	－	－	310,775	57,412
	その他要注意先債権額	490,081	2,508,431	－	－	2,998,512	71,544
⑤	正常先債権額	16,480,004	－	－	－	16,480,004	29,996
総与信額		17,135,136	3,010,877	481,823	6,215	20,634,053	605,615

その他の業務

◆ 代理業務貸付残高の内訳

(単位：千円、%)

区 分	2023年度末		2024年度末	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
全国信用組合連合会	3,960	1.05	3,343	0.97
商工組合中央金庫	－	－	－	－
日本政策公庫 (うち教育ローン)	327,196 (4,726)	86.65	295,584 (3,866)	86.07
(うち農林水産事業)	(322,470)		(291,718)	
独立行政法人住宅金融支援機構	38,208	10.12	35,552	10.35
独立行政法人福祉医療機構	－	－	－	－
独立行政法人中小企業基盤整備機構	8,250	2.18	8,950	2.61
その他	－	－	－	－
合 計	377,616	100.00	343,430	100.00

◆ 主要な業務の内容

A 預金業務

当座預金、普通預金、決済用預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、納税準備預金等を取扱っております。また、譲渡可能な定期預金（譲渡性預金）も取扱っております。

B 貸出業務

手形貸付、証書貸付、及び当座貸越（カードローン含む）、商業手形等の割引を取扱っております。

C 有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

D 内国為替業務

送金為替、普通振込及び代金取立等を取扱っております。

E 外国為替業務

全国信用協同組合連合会の取次業務として輸出、輸入及び外国送金その他外国為替に関する各種業務を行っております。

F 付帯業務

①. 債務の保証業務

②. 有価証券の貸付業務

③. 国債等の引受け

④. 代理業務

イ. (株)日本政策公庫の代理貸付

ロ. (株)商工組合中央金庫の代理貸付

ハ. 独立行政法人住宅金融支援機構の代理貸付

ニ. 独立行政法人中小企業基盤整備機構の代理貸付

ホ. 独立行政法人勤労者退職金共済機構等の代理店業務

ヘ. 日本銀行の歳入復代理店業務

ト. 自動車損害賠償責任保険料収納及び保険金支払業務の代理

チ. 地方公共団体の公金取扱業務

リ. 株式払込金の受入代理業務及び株式配当金の支払代理業務

⑤. 次に掲げる者の業務の代理又は媒介（内閣総理大臣の定めるものに限る）全国信用協同組合連合会

⑥. 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り

⑦. 住宅ローンに関連する火災保険の窓販業務

有価証券

◆ 有価証券種類別平均残高

(単位：百万円、%)

区 分	2023年度		2024年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
国 債	2,363	40.49	2,377	39.56
地 方 債	－	－	－	－
短 期 社 債	－	－	－	－
社 債	803	13.76	752	12.52
株 式	388	6.65	642	10.69
外 国 証 券	1,000	17.14	916	15.25
そ の 他 の 証 券	1,280	21.93	1,320	21.97
合 計	5,836	100.00	6,008	100.00

(注) 当組合は、商品有価証券を保有しておりません。

◆ 市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位：百万円)

区 分	2023年度 貸借対照表計上額	2024年度 貸借対照表計上額
非 上 場 株 式	15	30
全信組連出資金	175	175
合 計	190	205

(注) 非上場株式及び全信組連出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

◆ 有価証券の時価情報

満期保有目的の債権

(単位:百万円)

	種 類	2023年度			2024年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が 貸借対照表計上額を 超えるもの	国債	196	200	4	－	－	－
	地方債	－	－	－	－	－	－
	社債	－	－	－	－	－	－
	その他	100	108	8	100	101	1
	小計	296	308	12	100	101	1
時価が 貸借対照表計上額を 超えないもの	国債	302	299	▲ 2	597	540	▲ 56
	地方債	－	－	－	－	－	－
	社債	－	－	－	－	－	－
	その他	700	618	▲ 81	700	576	▲ 123
	小計	1,002	918	▲ 84	1,297	1,116	▲ 180
合 計		1,298	1,226	▲ 71	1,397	1,218	▲ 179

(注) 上記の「その他」は外国証券です。

その他有価証券

(単位:百万円)

	種 類	2023年度			2024年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が 取得原価を 超えるもの	株式	614	372	241	572	452	120
	債券	－	－	－	－	－	－
	国債	－	－	－	－	－	－
	地方債	－	－	－	－	－	－
	社債	－	－	－	－	－	－
	その他	607	490	117	283	269	13
	小計	1,221	862	358	855	721	133
貸借対照表計上額が 取得原価を 超えないもの	株式	64	74	▲ 10	225	248	▲ 22
	債券	2,331	2,595	▲ 264	2,036	2,492	▲ 455
	国債	1,562	1,791	▲ 229	1,391	1,792	▲ 400
	地方債	－	－	－	－	－	－
	社債	768	803	▲ 34	645	700	▲ 54
	その他	917	988	▲ 71	1,196	1,288	▲ 91
	小計	3,312	3,658	▲ 346	3,459	4,029	▲ 570
合 計		4,534	4,521	12	4,314	4,751	▲ 436

(注) 上記の「その他」は外国証券及び投資信託です。市場価格のない株式等は本表に含まれておりません。

自己資本の充実の状況について

定性的開示項目

1. 自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本は、出資金及び利益剰余金により構成されています。なお、当組合の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

(1) 普通出資

- ① 発行主体：ゆきぐに信用組合
- ② コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：383百万円（2025年3月末）

(2) その他の出資

該当ございません。

2. 自己資本の充実度に関する評価方法等の概要

当組合は、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク等のリスクを総体的に捉え、潜在的なリスクへの備えである自己資本と比較・対照することによって、自己資本の充実度を評価しております。具体的には、年度毎に自己資本を限度としてリスクの種類毎にリスク資本の予算を配賦したうえで、リスク量の実績を定期的に算定し、リスク量が配賦額の範囲に収まっていることを確認しております。リスク量の算定につきましては、市場リスクはVaR（バリュー・アット・リスク）（注）等により行っており、オペレーショナル・リスクは告示に定める「標準的計測手法」に準じた方法により行っております。

（注） VaRとは、特定のポジションを一定期間保有すると仮定した場合において、一定の確率の範囲内で予想される最大の損失額をいいます。

3. 信用リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクです。当組合では、融資部を主管部として厳正な融資審査の実施に万全を期しております。また、大口貸出や特定業種への偏重を避けるために与信集中リスク管理やポートフォリオ管理を徹底し、定期的に管理状況を常務会等に報告を行っております。

(2) 標準的手法

リスク・ウェイトの判定にあたっては、内部管理との整合性を考慮し、また、特定の格付機関に偏らず、格付の客観性を高めるためにも複数の格付機関の格付を使用することが適切との判断にもとづき、エクスポーチャー（注）の種類にかかわらず、以下の格付機関の格付を使用しております。なお、貸出金については、適格格付機関等は使用していません。

- ・(株)格付投資情報センター（R&I）
- ・(株)日本格付研究所（JCR）
- ・スタンダード・アンド・プアーズ（S&P）
- ・ムーディーズ（Moody's）

（注） エクスポーチャーとは、リスクにさらされている金融資産の総額のことであり、具体的には貸出金などの与信取引と有価証券などの投資資産が該当します。

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスク削減手法とは、組合が抱えている信用リスクを軽減するための措置で、具体的には、預金担保、有価証券担保、不動産担保、保証、クレジット・デリバティブなどが該当します。

当組合が扱う担保には、自組合預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機

関保証、民間保証等ありますが、その手続きについては、組合が定める「事務取扱要綱」等により、適切な事務取扱及び適正な評価を行っております。

告示で定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自組合預金積金、上場株式、有価証券等、保証として信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証、その他未担保預金等、貸出金と自組合預金の相殺として債務者の担保手続きがなされていない定期預金、日本銀行貸出支援基金の活用に係る「全信組連への預け金」と「全信組連からの借入金」等が該当します。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理方針及び手続きの概要

仕組債や投資信託等の金融商品に内包されているデリバティブ取引については、金融商品毎の実行権限及び運用枠の中で一元管理をしております。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

当組合においては該当するエクスポージャーはございません。

7. CVAリスクに関する事項

(1) CVAリスク相当額の算出に使用する手法の名称および対象取引の概要

当組合においては該当するエクスポージャーはございません。

8. オペレーショナル・リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクとは、当組合の業務の過程、役職員の活動、もしくはシステムの不適切や外生的な事象などにより被るリスクです。事務リスク、システムリスク以外の、法務、風評などその他のリスクについてもオペレーショナル・リスクに含めて管理しております。

事務リスクについては業務の種類ごとに、業務部（預金・為替・外国為替）、融資部がそれぞれ担当し、事務の厳正化、効率化に努めています。事故の未然防止のため監査室による監査を営業店、本部に対して年1回実施しているほか、各営業店においても毎月1回の店内検査を行っております。さらに、業務部・融資部と監査室の連携による営業店への事務指導や、各種研修の開催を通じて事務能力の向上を図るなど、リスクの軽減に取り組んでおります。

システムリスクについては、当組合が加盟しているしくみ全国共同センター（SKC）を通じて、災害、回線障害やコンピューター犯罪等に対する安全対策として、コンピューター回線の二重化・暗号化やバックアップセンターの稼働により、万一の障害にも対応できる体制を整備しております。顧客データに関しても、個人情報保護規程に基づきお客さまの情報は適正な方法で入手し厳正な管理・運営体制により取り扱うなど、情報の漏洩防止策を講じております。

また、高度化するサイバー攻撃に組織的に対応するため、「サイバーセキュリティ管理の基本方針」の策定、CSIRTを設置するとともに、他金融機関との情報共有・情報連携を実施しています。

法務リスクについては、法令等遵守の徹底を最重要項目として取り組んでおります。具体的な内容は「コンプライアンス（法令等遵守）体制」（P.34）に掲載しております。

また、当組合では風評リスクが他のリスクに連動する重大性を認識し、お客さまからの苦情や要望などに対しては速やかに経営陣へ報告し、適切な対応を行っております。

(2) BIの算出方法

BI（事業規模指標）の額は、ILDC（金利要素）、SC（役務要素）およびFC（金融商品要素）を合計して算出しています。なお、ILDC、SCおよびFCの額は告示第305条に定められた方法に基づき算出しております。

(3) ILMの算出方法

ILM（内部損失乗数）は、告示第306条第1項第4号に基づき「1」を使用しております。

(4) オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した連結子法人等または事業部門の有無該当ございません。

(5) オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無該当ございません。

9. 出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当組合は、「市場リスク管理方針」におきまして、出資等または株式等エクスポージャー（以下「株式等」という。）に関するリスクを株式等の価格の変動に伴い資産価格が減少するリスク（価格変動リスク）であると定義したうえで、市場リスク管理の重要性を十分認識し、市場リスクの定量化を行うことによって、適切な価格変動リスクの管理を行う旨、定めております。株式等の価格変動リスクの定量化につきましては、上場株式、証券投資信託等（不動産投資法人への出資等を含む）を対象として、VaR、シミュレーション分析等の手法によりリスク量を定量化し、定期的にリスクの状況のモニタリングおよび経営陣に対する報告を行っております。

株式等の価格変動リスクの計測は、VaR（信頼水準99%、保有期間120日、観測期間240日）により行っており、リスク量はALM委員会に月次で報告しております。

10. 金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針および手続の概要

当組合では、金利リスクについて、市場リスクの一つとして管理しております。また、金利リスクについては、金融機関が保有する資産・負債のうち市場金利に影響の受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、預け金、預金等）を管理対象とし、モニタリング体制の整備等により管理しております。

管理指標としては、VaR法によりリスク量を計測しており、年度当初に設定した限度枠の遵守状況等を含め、

ALM委員会に月次で報告しております。さらに、金利の変動による経済価値変化の指標である△EVEを計測し、ALM委員会に報告しております。

(2) 金利リスクの算定手法の概要

① 開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE及び△NII並びに当組合が自ら開示を行う金利リスクに関する事項

- ・流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期2.50年となっております。
- ・流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期2.50年としております。
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約については、当局が定める保守的な設定値を採用しております。
- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明
金利リスクの算定にかかる前提に変動はありません。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

当期の△EVEは634百万円であります。計測値については、当組合の自己資本額および保有有価証券の含み損益など、他の経営指標とのバランスを総合的に勘案し、健全性に問題ない水準であると判断しております。

② 当組合が自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE及び△NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

・金利ショックに関する説明

△EVE以外の金利リスクを計測する場合の金利ショックについては、過去の経済イベントや、景気シナリオ等に基づく金利変動としております。

・金利リスク計測の前提およびその意味（特に、開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVEと大きく異なる点）

当組合では、有価証券（その他保有目的、満期保有目的）及び有価証券を除いた金利リスク（預金・貸出金・預け金等）については、保有期間120日、観測期間240日、信頼水準99%を前提としたVaR法による計測を行っております。



2025年度 職員大会・入組式

I. 自己資本の構成に関する開示事項

(単位：百万円)

項 目	2023 年度	2024 年度
コア資本に係る基礎項目（１）		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	2,447	2,465
うち、出資金及び資本剰余金の額	391	383
うち、利益剰余金の額	2,067	2,093
うち、外部流出予定額（△）	11	11
うち、上記以外に該当するものの額	－	－
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	80	113
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	80	113
うち、適格引当金コア資本算入額	－	－
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	2,527	2,579
コア資本に係る調整項目（２）		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	2	5
うち、のれんに係るものの額	－	－
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	2	5
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	－	－
適格引当金不足額	－	－
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	－	－
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	－	－
前払年金費用の額	－	－
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	－	－
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	－	－
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	－	－
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	－	－
特定項目に係る十パーセント基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－

項 目	2023 年度	2024 年度
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	2	5
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	2,524	2,573
リスク・アセット等（３）		
信用リスク・アセットの額の合計額	19,105	18,250
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	－	－
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	－	－
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		－
勘定間の振替分		－
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	1,224	1,155
信用リスク・アセット調整額	－	
フロア調整額		－
オペレーショナル・リスク相当額調整額	－	
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	20,330	19,405
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	12.41%	13.26%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(2006年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

Ⅱ. 定量的な開示事項

(1) 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	2023年度		2024年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	19,105	764	18,250	730
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	19,105	764	18,250	730
(i) ソブリン向け	196	7	84	3
(ii) 金融機関向け	2,998	119	3,142	125
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け			—	—
(iii) カバード・ボンド向け			—	—
(iv) 法人等向け	7,429	297	6,168	246
(v) 中小企業等・個人向け	3,635	145		
(vi) 中堅中小企業等・個人向け			3,621	144
トランザクター向け			75	3
(vii) 抵当権付住宅ローン	208	8		
(viii) 不動産取得等事業向け	15	0		
(ix) 不動産関連向け			1,452	58
自己居住用不動産等向け			1,219	48
賃貸用不動産向け			233	9
事業用不動産関連向け			—	—
その他不動産関連向け			—	—
ADC 向け			—	—
(x) 劣後債権及びその他資本性証券等			—	—
(xi) 三月以上延滞等	60	2		
(xii) 延滞等向け			793	31
(xiii) 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞			7	0
(xiv) 出資等	1,226	49		
出資等のエクスポージャー	1,226	49		
重要な出資のエクスポージャー	—	—		
(xv) 株式等			2,189	87
(xvi) 重要な出資のエクスポージャー			—	—
(xvii) 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
(xviii) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	175	7	175	7
(xix) その他	3,158	48	614	24
② 証券化エクスポージャー	—	—	—	—

	2023年度		2024年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
③ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—
ルック・スルー方式	—	—	—	—
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式（250%）	—	—	—	—
蓋然性方式（400%）	—	—	—	—
フォールバック方式（1,250%）		—	—	—
④ 未決済取引			—	—
⑤ 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥ CVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額（簡便法）	—	—	—	—
⑦ 中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	1,224	48	1,155	46
BI			770	
BIC			92	
ハ. 単体総所要自己資本額（イ+ロ）	20,330	813	19,405	776

- (注) 1. 所要自己資本の額＝リスク・アセットの額×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、信用保証協会等のことです。
4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
5. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
- 金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 - 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 - 3ヵ月以上限度額を超過した当座貸越であること
6. 「その他」とは、(i)～(xviii)に区分されないエクスポージャーです。具体的には有形固定資産、無形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。
7. 当組合では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
8. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています（2023年度計数）。

〈オペレーショナル・リスク（基礎的手法）の算定方法〉

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

9. 当組合は、標準的計測手法かつILMを「1」としてオペレーショナル・リスク相当額を算定しております（2024年度計数）。
10. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4%

(2) 信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

〈地区別・業種別・残存期間別〉

（単位：百万円）

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上 延滞 エク スポー ジャー	延滞 エク スポー ジャー
				貸出金、コミットメント及びその他の デリバティブ以外の オフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引			
		2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度		
	国 内	40,769	41,724	62	379	3,400	3,400	－	－	55	1,020
	国 外	700	600	－	－	700	600	－	－	－	－
	地 域 別 合 計	41,469	42,324	62	379	4,100	4,000	－	－	55	1,020
	製 造 業	1,963	2,009	－	22	100	100	－	－	－	89
	農 業 、 林 業	1,228	1,250	57	59	－	－	－	－	24	60
	漁 業	24	28	－	0	－	－	－	－	－	－
	鉱業、採石業、砂利採取業	24	49	－	－	－	－	－	－	－	－
	建 設 業	1,552	1,576	－	60	－	－	－	－	－	79
	電気・ガス・熱供給・水道業	152	132	－	4	－	－	－	－	－	－
	情 報 通 信 業	348	366	－	2	－	－	－	－	－	－
	運 輸 業 、 郵 便 業	478	457	－	2	100	100	－	－	－	－
	卸 売 業 、 小 売 業	2,541	2,438	－	31	－	－	－	－	－	165
	金 融 業 、 保 険 業	16,783	16,977	－	0	1,200	1,100	－	－	－	－
	不 動 産 業	287	233	－	1	100	100	－	－	－	－
	物 品 賃 貸 業	147	127	－	3	100	100	－	－	－	－
	学術研究、専門・技術サービス業	67	86	－	5	－	－	－	－	－	－
	宿 泊 業	1,211	1,293	－	0	－	－	－	－		259
	飲 食 業	870	838	－	7	－	－	－	－	－	－
	生活関連サービス業、娯楽業	286	254	－	6	－	－	－	－	－	－
	教 育 、 学 習 支 援 業	12	12	－	－	－	－	－	－	－	－
	医 療 、 福 祉	229	239	－	－	100	－	－	－	－	－
	そ の 他 の サ ー ビ ス	1,908	2,119	0	30	100	100	－	－	－	166
	そ の 他 の 産 業	400	459	－	5	－	－	－	－	－	2
	国・地方公共団体等	4,987	5,306	－	－	2,300	2,400	－	－	－	－
	個 人	4,732	4,839	5	136	－	－	－	－	30	196
	そ の 他	1,228	1,226	－	－	－	－	－	－	－	－
	業 種 別 合 計	41,469	42,324	62	379	4,100	4,000	－	－	55	1,020
	1 年 以 下	23,111	20,455	0	0	－	－	－	－		
	1 年 超 3 年 以 下	2,809	4,971	1	1	100	100	－	－		
	3 年 超 5 年 以 下	3,796	4,621	3	5	200	200	－	－		
	5 年 超 7 年 以 下	1,787	1,481	4	13	300	300	－	－		
	7 年 超 10 年 以 下	992	946	15	－	200	100	－	－		
	10 年 超	4,558	4,728	38	35	3,300	3,300	－	－		
	期間の定めのないもの	3,185	3,893	－	322	－	－	－	－		
	そ の 他	1,228	1,226	－	－	－	－	－	－		
	残存期間別合計	41,469	42,324	62	379	4,100	4,000	－	－		

- (注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。
3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
- ① 金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 - ② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 - ③ 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
4. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分・期間区分などに分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形固定資産等の資産が含まれます。
5. CVA リスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2023年度	43	80	－	43	80
	2024年度	80	158	－	80	158
個別貸倒引当金	2023年度	521	511	53	468	511
	2024年度	511	446	58	453	446
合 計	2023年度	564	591	53	511	591
	2024年度	591	605	58	533	605

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
製 造 業	13	13	13	65	－	－	13	13	13	65	－	－
農 業 、 林 業	6	－	－	－	6	－	0	－	－	－	－	－
漁 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
鉱 業、採石業、砂利採取業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
建 設 業	86	47	47	47	38	－	48	47	47	47	－	－
電気・ガス・熱供給・水道業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
情 報 通 信 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
運 輸 業、郵 便 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
卸 売 業、小 売 業	91	93	93	88	6	－	84	93	93	88	－	－
金 融 業、保 険 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
不 動 産 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
物 品 賃 貸 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
学術研究・専門・技術サービス業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
宿 泊 業	229	228	228	161	－	57	229	171	228	161	－	－
飲 食 業	－	0	0		－	0	－	0	0		－	－
生活関連サービス業・娯楽業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
教 育・学 習 支 援 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
医 療 ・ 福 祉	0	－	－	－	0	－	0		－	－	－	－
そ の 他 の サ ー ビ ス	49	41	41	35	－	－	49	41	41	35	－	－
そ の 他 の 産 業	－	－	－	2	－	－	－	－	－	2	－	－
国・地 方 公 共 団 体 等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
個 人	44	85	85	46	1	－	42	85	85	46	－	－
合 計	521	511	511	446	53	58	468	453	511	446	－	－

- (注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。



2024年度 半期全体集会・新採用職員内定式

二. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位: 百万円)

	CCF・信用リスク削減効果 適用前		CCF・信用リスク削減効果 適用後			リスク・ ウェイトの 加重平均値 (%)
	オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目	オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
	2024年度					
現金	450	－	450	－	－	－
我が国の中央政府及び中央銀行向け	2,389	－	2,389	－	－	－
外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－	－	－
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	2,906	－	2,906	－	－	－
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－	－	－
国際開発銀行向け	－	－	－	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	－	－	－	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	－	－	－	－	－	－
地方三公社向け	－	－	－	－	－	－
金融機関、第一種金融商品取引業者及び 保険会社向け	15,012	－	15,012	－	3,142	21
第一種金融商品取引業者及び保険会社 向け	－	－	－	－	－	－
カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	－
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	7,723	783	7,634	103	6,168	80
特定貸付債権向け	－	－	－	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	4,435	4,991	4,216	264	3,621	81
トランザクター向け	－	1,886	－	166	75	45
不動産関連向け	3,103	－	3,102	－	1,452	47
自己居住用不動産等向け	2,648	－	2,647	－	1,219	46
賃貸用不動産向け	454	－	454	－	233	51
事業用不動産関連向け	－	－	－	－	－	－
その他不動産関連向け	－	－	－	－	－	－
A D C 向け	－	－	－	－	－	－
劣後債権及びその他資本性証券等	－	－	－	－	－	－
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを 除く。）	605	10	605	1	793	131
自己居住用不動産等向けエクスポ ージャーに係る延滞	7	－	7	－	7	100
取立未済手形	5	－	5	－	1	20
信用保証協会等による保証付	1,747	－	1,746	－	84	5
株式会社地域経済活性化支援機構等によ る保証付	－	－	－	－	－	－
株式等	2,189	－	2,189	－	2,189	100
合　　計					17,462	

- (注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載しておりません。
2. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目（％）のことです。
3. 「リスク・ウェイトの加重平均値（％）」とは、信用リスク・アセットの額を CCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バラン
スの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

ホ、標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）																
	0%	10%	20%	25%	30%	35%	40%	45%	50%	60%	70%	75%	85%	100%	105%	150%	合計
	2024年度																
現金	450	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	450
我が国の中央政府及び中央銀行向け	2,389	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	2,389
外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	2,906	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	2,906
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
国際開発銀行向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
地方三公社向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	－	－	13,812	－	1,100	－	－	－	100	－	－	－	－	－	－	－	15,012
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	－	18	500	－	－	－	－	－	200	－	－	－	7,019	－	－	－	7,737
特定貸付債権向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	－	38	－	－	－	－	－	166	168	－	－	2,593	－	1,513	－	－	4,480
トランザクター向け	－	－	－	－	－	－	－	166	－	－	－	－	－	－	－	－	166
不動産関連向け	－	136	569	145	291	96	205	137	250	113	1,032	72	－	－	50	－	3,102
自己居住用不動産等向け	－	136	569	145	234	－	205	－	250	－	1,032	72	－	－	－	－	2,647
賃貸用不動産向け	－	－	－	－	56	96	－	137	－	113	－	－	－	－	50	－	454
事業用不動産関連向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
その他不動産関連向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
ADC向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
劣後債権及びその他資本性証券等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	－	－	－	－	－	－	－	－	60	－	－	－	－	111	－	434	606
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	7	－	－	7
取立未済手形	－	－	5	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	5
信用保証協会等による保証付	902	844	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1,746
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
株式等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	2,189	－	－	2,189
合 計	6,648	1,038	14,887	145	1,391	96	205	304	779	113	1,032	2,665	7,019	3,822	50	434	40,635

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載していません。

へ、リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額	
	2023年度	
	格付適用有り	格付適用無し
0%	－	5,363
10%	－	1,970
20%	1,800	13,703
30%	300	－
35%	－	633
50%	－	－
75%	－	5,022
100%	－	12,202
150%	－	24
250%	－	－
1,250%	－	－
その他	－	－
合 計	2,100	38,920

- (注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限りします。
2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVA リスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(単位：百万円)

2024年度				
告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値 (%)	資産の額及び与信相当額の 合計額 (CCF・信用リ スク削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	24,209	－	－	24,207
40%～70%	2,269	1,886	9	2,436
75%	2,780	3,006	3	2,665
80%	－	－	－	－
85%	7,004	783	14	7,019
90%～100%	3,830	98	7	3,822
105%～130%	50	－	－	50
150%	433	10	10	434
250%	－	－	－	－
400%	－	－	－	－
1,250%	－	－	－	－
その他	－	－	－	－
合計	40,577	5,785	7	40,635

- (注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載しておりません。
2. 「CCFの加重平均値 (%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

(3) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	305	321	－	－	－	－
① ソブリン向け	1	1	－	－	－	－
② 金融機関向け	－	－	－	－	－	－
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け		－		－		－
③ カバード・ボンド		－		－		－
④ 法人等向け	94	111	－	－	－	－
⑤ 中小企業等・個人向け	172	207	－	－	－	－
⑥ 中堅中小企業・個人向け		－		－		－
⑦ 抵当権付住宅ローン	36				－	
⑧ 不動産取得等事業向け	－				－	
⑨ 不動産関連向け		1		－		－
自己居住用不動産等向け		1		－		－
賃貸用不動産向け		－		－		－
事業用不動産関連向け		－		－		－
その他不動産関連向け		－		－		－
ADC向け		－		－		－
⑩ 劣後債権及びその他資本性証券等		－		－		－
⑪ 三月以上延滞等	－		－		－	
⑫ 延滞等向け		－		－		－
⑬ 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞		－		－		－
⑭ 出資等	－		－		－	
出資等のエクスポージャー	－		－		－	
重要な出資のエクスポージャー	－		－		－	
⑮ 株式等				－		－
⑯ その他	－		－	－	－	－

(注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。
2. 上記「保証」には、告示（2006年金融庁告示第22号）第45条（信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー）、第46条（株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー）を含みません。

(4) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ございません。

(5) 証券化エクスポージャーに関する事項

- イ. オリジネーターの場合 該当ございません。
ロ. 投資家の場合 該当ございません。

(6) 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円)

区 分	2023年度		2024年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	1,364	1,364	1,371	1,371
非 上 場 株 式 等	657	657	854	854
合 計	2,022	2,022	2,215	2,215

(注) 本項目の記載対象となるエクスポージャーには、「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」の裏付資産や裏付にある取引として計測された部分は含めておりません。

ロ. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
売 却 益	48	215
売 却 損	－	－
償 却	－	－

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
評 価 損 益	280	26

(注) 「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

ニ. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
評 価 損 益	－	－

(注) 「貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、子会社株式及び関連会社の評価損益です。

(7) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当ございません。

(8) 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

銀行勘定の金利リスク (通称：IRRBB)					
項番		△EVE (経済価値の変動)		△NII (期間収益の変動)	
		2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
1	上方パラレルシフト	688	634	－	－
2	下方パラレルシフト	－	－	4	41
3	スティープ化	692	602		
4	フラット化	－	－		
5	短期金利上昇	4	9		
6	短期金利低下	－	－		
7	最大値	692	634	4	41
		2023年度	2024年度		
8	自己資本の額	2,524	2,573		

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。



第九期 信組ゆきぐに奨学金認定式

■各種サービス手数料一覧

●内国為替・振込手数料

(2021年11月22日改訂)

種 類			手 数 料					
窓口またはATMご利用の場合			窓 口		A T M			
			非組合員の方	組合員の方	キャッシュカードによる振込 非組合員の方	組合員の方	現金による 振込	他行カード 振込
当 組 合 宛	当組合同一店宛	5万円未満	110円	無 料	無 料	無 料	無 料	無 料
		5万円以上	330円		220円		220円	220円
	当組合本店宛	5万円未満	220円		110円		110円	110円
		5万円以上	440円		330円		330円	330円
		5万円未満	660円	440円	440円	220円	440円	550円
他 行 宛	電 信 扱 い	5万円以上	880円	660円	660円	440円	660円	770円

※定額自動送金は、A T M振込の手数料に準じます。

●ネットバンキング手数料

ビジネス ネットバンキング	個人事業者、 法人の方	照会のみの場合		無 料
		照会、資金移動（個別振込・振替）サービス		（月額） 550円
		資金移動および総合振込、給与賞与 振込サービスをご利用の場合		（月額） 1,100円
振込手数料 （1件当たり）	振込先金融機関		非組合員の方	組合員の方
	当 組 合 宛	同一店	無 料	
		本支店宛		
	他 行 宛	5万円未満	440円	220円
		5万円以上	660円	440円

●各種発行手数料

種 類	手 数 料	
	冊 数	金額
各種 発行 手数料	小 切 手 帳	1冊（50枚） 660円
	約 束 手 形 帳	1冊（25枚） 330円
	為 替 手 形 帳	1冊（25枚） 330円
	マル専手形用紙	1枚 550円
自己宛小切手発行手数料		1枚 550円
通帳・証書・キャッシュカード・ ローンカードの再発行 ※		1,100円
預金残高証明書		1通につき 550円
融資残高証明書		
住宅取得に係る借入金の年末残高証明書		無 料
融資証明書		1通につき 3,300円
利息証明書		1通につき 550円

※紛失・盗難・汚損（カードについては暗証番号忘れも含む）が対象となります。

●内国為替・取立手数料

種 類	手 数 料
当組合本支店所在の手形交換地域内の 場合	220円
当組合加盟の異なる 手形交換所のもの	普通扱い 660円 至急扱い 880円
当組合支払場所で本支店宛	220円
当組合支払場所で同一店内	無 料

●個人情報開示請求手数料

種 類	手 数 料
個人情報開示請求依頼	無 料

●両替・硬貨取扱手数料

種 類	手 数 料	
	非組合員の方	組合員の方
硬貨両替・硬貨指定 払出・硬貨入金	硬貨合計枚数51枚 以上	1,100円 無 料

●その他手数料

種 類	手 数 料
ATM延長時間帯利用手数料	1回につき 110円
ATM銀行間利用手数料	1回につき 110円
県内しんくみカード利用平日・ 通常時間手数料	無 料
マル専口座開設手数料 （割賦販売通知書1通）	1口座につき 3,300円
不渡手形返却料	1通につき 660円
取立手形・小切手組戻料	
振込組戻料	
取引明細照会手数料（COM） ※	1枚につき 220円

※取引明細照会作成は、概ね1ヶ月以上前のお取引明細を作成するものです。

●融資関連手数料

種 類	手 数 料
カードローン口座開設手数料 （第1回目のご利用返済時に自動引落し）	無 料
住宅ローン取扱手数料 ※①	根・抵当権設定 33,000円 全国保証（株）保証付 55,000円
不動産担保 設定手数料 ※②	不動産担保新規・追加・譲渡設定 22,000円 不動産担保一部解除・極度額変更 順位変更・債務者変更等 11,000円
融資条件変 更手数料 ※③	一部繰上・全部繰上返済 債務者・保証人の変更・脱退 金利・融資期間変更等 5,500円
住宅ローン繰上返済手数料 （全部繰上）	5,500円
支払承諾保証書	保証額×0.9%

※① 担保設定の伴わない住宅ローンについては無料とします。

※② 一債務者で同一融資案件に基づく場合は、担保設定が複数でも1案件分の手数料になります。地方公共事業によって発生する一部解除は無料とします。

※③ 小口消費者ローンの一部・全部繰上返済は無料とします。

●キャッシュサービスご利用手数料

	ご利用カード	午前8:00から午前8:45まで			午前8:45から午後6:00まで			午後6:00から午後7:00まで			午後7:00から午後8:00まで		
		お引出し	お預入れ	相互入金	お引出し	お預入れ	相互入金	お引出し	お預入れ	相互入金	お引出し	お預入れ	相互入金
平日	当 組 合	無料	無料		無料	無料		110円	無料		110円	無料	
	※しんくみお得ねっと	110円			無料			110円			110円		
	※提携金融機関	110円		110円	110円		110円	110円		110円			110円
	※ゆうちょ銀行	110円	110円		110円	110円		110円	110円				
	キャッシング	無料			無料			110円					
土曜日	セブン銀行	午前7:00から午前8:45まで											
		110円	110円										
		午前8:45から午後6:00まで			午後6:00から午後7:00まで			午後7:00から午後8:00まで			午後8:00から午後10:00まで		
		無料	無料		110円	110円		110円	110円		110円	110円	
日曜日・ 祝日	ご利用カード	午前8:00から午後2:00まで			午後2:00から午後5:00まで			午後5:00から午後8:00まで					
		お引出し	お預入れ	相互入金	お引出し	お預入れ	相互入金	お引出し	お預入れ	相互入金			
	当 組 合	無料	無料		110円	無料		110円	無料				
	※しんくみお得ねっと	無料			110円								
	※提携金融機関	110円		110円	110円		110円						
	※ゆうちょ銀行	110円	110円		110円	110円							
	キャッシング	無料			110円								
	セブン銀行	午前8:00から午前9:00まで											
		110円	110円										
		午前9:00から午後2:00まで			午後2:00から午後5:00まで			午後5:00から午後7:00まで					
		無料	無料		110円	110円		110円	110円				
日曜日・ 祝日	ご利用カード	午前8:00から午後5:00まで			午後5:00から午後8:00まで								
		お引出し	お預入れ	相互入金	お引出し	お預入れ	相互入金						
	当 組 合	110円	無料		110円	無料							
	※しんくみお得ねっと	110円											
	※提携金融機関	110円		110円									
	※ゆうちょ銀行	110円	110円										
	キャッシング	110円											
	セブン銀行	午前8:00から午後5:00まで			午後5:00から午後7:00まで								
		110円	110円		110円	110円							

※「提携金融機関」ならびに「ゆうちょ銀行」は、土曜・祝祭日のATMでのご利用開始時間が午前9:00からとなります。

※「相互入金」は全国の信用組合、第二地方銀行、信用金庫、労働金庫で相互に入金業務に関する契約を締結している金融機関で取扱いができます。

※「しんくみお得ねっと」の表示のある提携信用組合ATMでのお引出しは、上記サービス時間内の利用手数料は無料となります。

※ □ の時間帯はお取扱いできません。

組合員様への 優遇サービス

「ゆきぐに信用組合」は 地域の皆さんの お困りごとを解決します！

＼POINT1／

**組合員の両替・硬貨
取扱手数料無料！**

＼POINT2／

**セブン銀行ATM
手数料無料！**

平日：8時45分～18時00分
土曜日：9時00分～14時00分

＼POINT3／

**「組合員限定」
振込手数料を優遇**

＼POINT4／

**「水曜延長デー」
毎週水曜日は
19時半まで窓口延長**

＼POINT5／

「事業者資金相談」
ご事業の中での、事業資金の
お困りごと・本業の立て直し
アドバイスなど

＼POINT6／

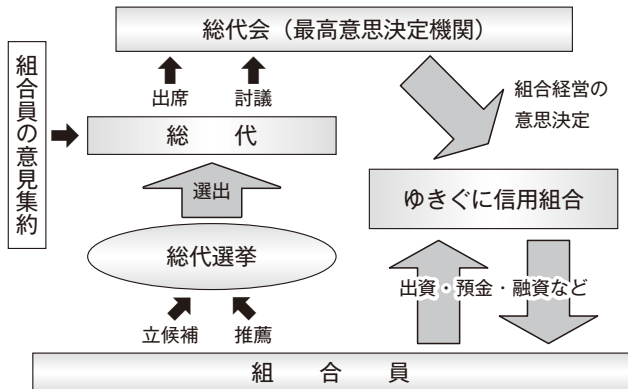
「無料家計診断」
組合員様をご優先して無料で実施！
家計のお悩みごとに
先回りして備えましょう！

総 代 会

総代および総代会の機能等について

① 総代会の仕組み、機能

信用組合の運営のための最高議決機関は総会ですが、組合員数が多い場合は、これに代わる総代会の制度が認められています。組合員の総数が200人を超える組合は、定款の定めるところにより、総会に代わる総代会を設けることが出来ます。当組合も組合員総数1万人を超える信用組合であるために定款の定めにより、総会に代わる総代会を開催しています。

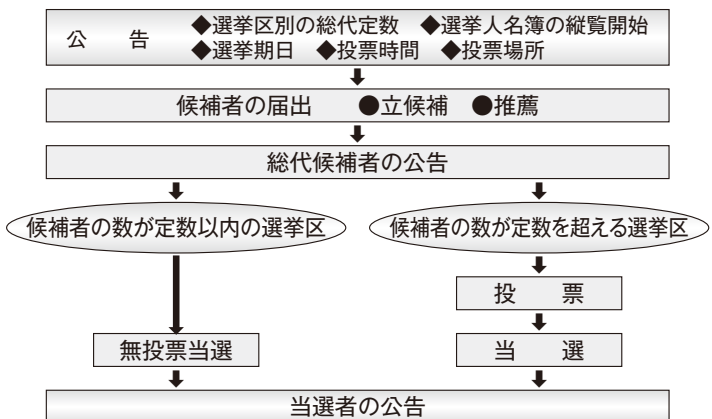


② 総代の選出方法、任期と定数

通常総代会は毎年6月に開催するほか、必要に応じて臨時総代会を開催します。なお、総代会は組合員の代表である「総代」で構成されております。組合員の代表である「総代」は、当組合の定款および総代選挙規程の定めにより選出されます。組合員の選挙権は出資の額に関係なく、一人一票と決められております。当組合の定款では、「総代」の任期は3年、「総代」の定数は100人以上120人以内と定めています。なお、総代候補者（立候補者、（推薦を含む）の数が当該地区における総代定数を超えない場合は、その候補者（立候補者（推薦を含む）を当選者として投票は行っておりません。

◇〈総代選挙規約〉（抜粋）◇

- 第9条 総代候補者は、選挙に立候補した組合員とする。
- 但し、年齢73歳以上の者または、重任回数10回を超える者は、この総代候補者となることができないものとする。
- 総代の定年年齢を75歳と定め、75歳に到達した者、および重任回数が10回に到達した者は、すなわち、在任期間が30年に到達する者は、任期の満了をもって終任とする。
- 2 立候補の届出は、掲示による公告の日から選挙開催日の10日前までに、当組合所定の届出用紙により選挙管理委員長へ届出するものとする。
- 3 選挙管理委員長は、総代候補者の氏名を、届出締切り後ただちに、当組合本支店の掲示場へ掲示し公表するものとする。



当組合のガバナンス強化の取組

当組合では、組合員の代表である総代の機能を強化し、組合員の声を経営に反映させる仕組みを整備し、経営の情報開示の充実と、総代地区会議等の活用により、その都度、組合員の声を聞き、開かれた組合経営に努めてまいりました。

・当組合の具体的な取組実績

1. 役員に関しての実績

- 1) 2004年6月より「員外監事」を1名選任している
- 2) 2005年6月より「常勤監事」を1名選任している
- 3) 2006年6月に「理事の定数」を12名から10名へ2名削減している
- 4) 2009年6月より地区理事5名を職員外（総代）より選出している
- 5) 2015年6月より「女性役員（非常勤監事）」を1名選任している

2. 総代に関しての実績

- 1) 「総代地区会議」を年2回定期開催している
- 2) 2006年6月に全国初の「女性総代」を誕生させた
- 3) 2006年11月、2009年6月、2011年11月に総代の研修会を実施した
- 4) 2009年6月に「総代の定年制」を規定化、上限を75歳とした
- 5) 2015年6月の総代選出にあたり構成を組合員構成比に近付けた
- 6) 2018年6月の「総代の重任制限」を規約化、上限を10回とした
- 7) 通常総代会及び総代地区会議の出席率70%以上

3. その他の実績

- 1) 2004年4月より外部監査として「監査法人」を選任している
- 2) 2011年11月に非常勤役員、総代、信栄会員への研修会を実施した
- 3) 2015年7月に非常勤役員を全信中協主催の専門研修会へ派遣した

③ 通常総代会「決議事項」の報告

2025年6月24日開催の「通常総代会」に当たっては下記のとおり決定されましたので、ご報告申し上げます。

記

第1号議案

2024年度「第72期」剰余金処分案承認の件は、原案どおり承認されました。

第2号議案

2025年度「第73期」事業計画及び収支予算決定の件は、原案どおり承認されました。

第3号議案

理事任期満了に伴う改選の件は、それぞれ次のとおり承認されました。

理 事	小野澤一成	重任	理 事	高橋清隆	重任
理 事	森下健	再任	理 事	福原香	新任
理 事	山田泰	重任	理 事	中嶋知一	重任
理 事	羽吹忍	新任	理 事	田村こゆき	新任
理 事	三友玲央	新任			

第4号議案

退任役員に対する退任慰労金支給の件は、原案どおり承認されました。

第5号議案

組合員「除名」議決の件は、原案どおり承認されました。

第6号議案

2025年度「理事および監事の報酬総額」決定の件は、それぞれ次のとおり承認されました。

1. 理事報酬

年間総額 41,000千円以内とする。

各理事の報酬額、支給時期、支給方法については理事会に一任する。

2. 監事報酬

年間総額 9,000千円以内とする。

各監事の報酬額、支給時期、支給方法については監事会に一任する。

3. 実支給については、2025年7月の報酬月額より、全役員一斉に変更し、2026年6月まで同額にて適用するものとする。

第7号議案

当組合「経営情報」開示の件として、次の項目について原案どおり承認されました。

- (1) 2025年度「重点施策」に関する件
- (2) 「ゆきぐにの未来基金」報告と引続きの支援の件

以上

④ 2025年5月開催「総代地区会議」総代との意見交換まとめ

総代からのご意見等	回 答
「ゆきぐにランタン」について、今後の開催予定及び主催はどこになるのか？	今年は牧之通り組合、射干の会、塩沢商工会、塩沢商工高校と当組合で、ゆきぐにランタン実行委員会を立ち上げ、開催いたしました。来年の開催についてはまだ未定であり、主催も決定しておりません。開催の際には皆様からのご協力いただきたく、よろしくをお願いいたします。
個人版のネットバンキングの開始見込は？	当組合は現在、スマホアプリ「しんくみCRECO」により個人のお客様も残高照会及び取引明細照会が出来るようになっております。昨年度「PayPay」の取扱開始、及び10万円を限度とする個人間送金サービス「ことら」「J－coin」等の利用を開始しております。今後においてはバンキングアプリの開発も予定されております。
事業者の金利負担が重くのしかかり、事業が苦しくなる先が出てくると思う。ゆきしんの支援姿勢は他行とどのように差別化して支援してくれるのか。	担保保証に依存せず、事業者様と3ヵ月先行の資金繰り予定を確認していく中で、見えてきた課題を解決し収益力の強化、黒字化を支援する取組みを行っております。金利負担に耐えうる事業の改善に、より一層力を入れて取り組んでまいります。
今後も金利の上昇が続く状況であると聞きました。金利が上がる前に設備投資を前倒しで実施した方が良いという提案も早め早めに助言してもらいたい。	今後の金利動向につきましては、米国の関税措置に起因する影響により先々が見通しづらい状況にあります。お客様に対してはその時々で常に最善のご提案をするよう、本部・営業店が一丸となって取り組んでまいります。
金利の上昇により有価証券運用の損失をだす金融機関が多いと報道が出ている。ゆきしんの運用状況は大丈夫か。値下がりしても満期まで待てば損失にならないのか。	現在保有している国債は、金利上昇により含み損を抱えており当組合も例外ではありません。ご意見の通り、満期まで保有すれば満額で償還されるものでありますが、評価損が50%を超えると減損処理の検討が必要となるため、今後の決算に及ぼす影響を慎重に判断してまいります。
新潟青陵大学や京都産業大学との繋がりを地域のために活かさないか？当地域の自然や生活を理解してもらうために、ぜひ除雪体験などを行ってもらいたい。	今年は8月京都産業大学、9月新潟青陵大学の学生受け入れが決定しております。今後において、当組合と大学の関係性を地元で活かせるような提案も検討してまいります。
ゆきぐにの未来基金について、新地区（栄村、松代、松之山、小千谷市）での寄付者募集状況及び推進はどのような計画か？	新たな営業エリア内でも徐々に善意の寄付の輪が広がってきており、小千谷市では9名の方からご寄付をいただいております。今後、対象者への奨学金の利用促進と併せて、新たなお取引先への寄付をご提案してまいります。
営業エリアが拡大した中で、なぜ職員数が減少するのか。	残念ながら3月期末に5名の職員が退職しました。4月に3名の新入職員を迎えておりますが、期中にも退職者がいたことから、昨年度よりも職員数が減少しております。これまでは4月の新卒採用を基本としてきましたが、今後は中途採用、パート職員を通年募集として、適正人員を確保していきます。
理事長の定年は規約では70歳であると思いますが、小野澤理事長は就任以来その卓越した手腕で名実ともに全国的にも組合員からも評価が高く、他行に先駆けた特色ある経営で「ゆきぐに信用組合」を今日まで作り上げてこられました。引き続き組合員や地域の為まだまだ活躍して頂きたいと思います。総代の定年が75歳ですので理事長の定年も75歳まで延長してはいかがでしょうか。	かねてより役員の定年年齢は延長しないと公言しており、今年度の役員改選時に、次の役員改選（2027年6月）までのご承認をいただき、任期満了をもって退任する予定です。後継者の育成の為、「後継者育成塾」を定期開催しており優秀な人材が育っていると自負しております。
今年度から経営塾が再開するとの事であるが、事業計画の浸透や組織活性化については、経営者のみならず従業員の意識改革も必要であると考えてるので、カリキュラムの中で取り上げてもらえないか。	経営を進めるうえでとても重要な要素であると認識しており、ご意見の内容を今後の経営塾のカリキュラム作成に活かしていきます。

総代からのご意見等	回 答
自分自身も子供が東京へ進学しており、いずれ帰ってきて欲しいと思っている。セブン銀行の手数料無料など組合独自のサービスの他、金融の面から都会と田舎の生活費の違いなども伝えていってはどうか。	都会に子供を出している親の意識も変わってきており、1月に実施した「あい郷就職応援フェア」も盛況でありました。当組合の手数料無料をもっとPRした方が良いとの意見を総代地区会議の他会場でもいただいております、積極的に展開してまいります。
学校諸費について、JAは口座振替手数料を取っており、若手の口座振替をゆき信へ変更した。保護者へPRするために学校側からあっせんしてもらってはどうか。	当組合の様々な手数料無料サービスについて告知が不足しており、今後のPR方法を検討していきます。
給与のベースアップを行ったとの事であるが、今後の雇用維持のためにもぜひ継続して欲しい。	今後も継続していけるように検討してまいります。
昨年開催された「けんこう職場おすすめプラン表彰式」に参加して刺激を受け、自社で毎朝ラジオ体操を始めた。今後の取組みにも期待している。	早速実践していただきありがとうございます。
総代が顧客紹介する際のチラシ「お客様のお困りごと解決します」が分かりやすく良かった。今後、内容も充実して欲しい。	ありがとうございます。今後も工夫して作成していきます。
大雪災害特別資金を発売したが、その影響や資金応需の状況はいかがか。	大雪関連災害により被害が発生し当組合への相談も数多くいただきましたが、ほとんどは保険金により損害金の補填が可能であり、当組合への資金相談に繋がったケースは僅かでした。
魚沼市内においても空き店舗が増加しており、新規創業へのサポートを充実させて欲しい。	当組合としても積極的に取り組んでいきたい分野でもあり、ぜひ情報提供やご紹介をいただければ幸いです。

⑤ 総代の構成比に関する情報開示

(2025年7月1日現在)

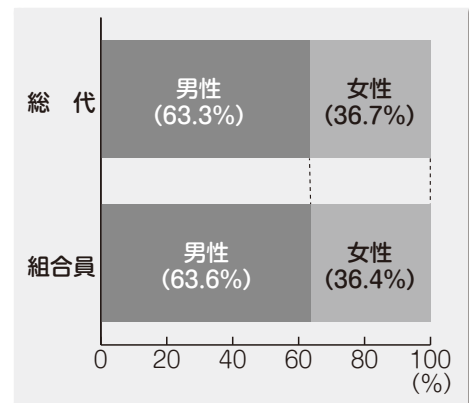
協同組織の本来あるべき姿
組合員を代表する「総代」の機能発揮が
“本来のあるべき姿”
国内の協同組織金融機関では「初」の取組み

2024年6月に総代改選を行い、総代の平均年齢は54歳となりました。

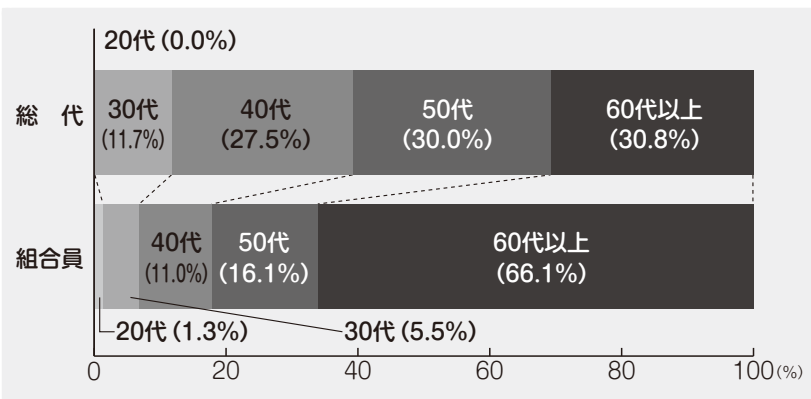
2015年6月の総代選出から、総代の男女別構成比および年齢別構成比を検討し改革に取組み、総代の若返りが進んでおります（表のとおり）。また、業種別においては、特定の業種に偏らない構成比になっていることで、幅広い意見をいただきガバナンスの強化を図っています。

以 上

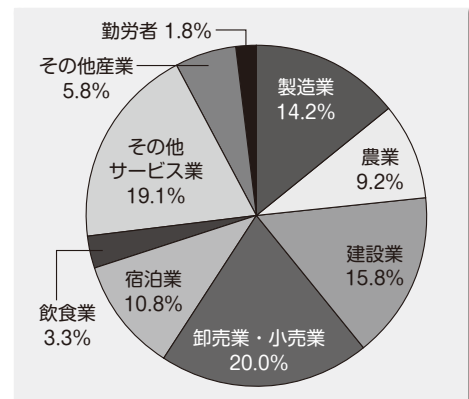
●総代の男女別構成比



●総代の年代別構成比



●総代の業種別構成比



総代 117名 (2025年7月1日現在)

本店 地区総代 (36名)



阿部 浩光
(当選7回)



石坂 幸子
(当選4回)



石坂 猛
(当選2回)



江口 明日香
(当選1回)



太田 望
(当選3回)



大津 潔
(当選6回)



大塚 洋
(当選2回)



小野塚 清一
(当選3回)



貝瀬 尊子
(当選2回)



貝瀬 哲男
(当選7回)



貝瀬 亮
(当選1回)



上村 迅
(当選4回)



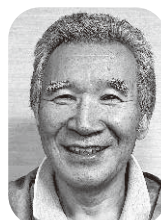
上村 雄大
(当選2回)



上村 忠義
(当選6回)



上村 美帆
(当選1回)



桑原 博
(当選6回)



桑原 保夫
(当選8回)



小林 克行
(当選4回)



酒井 智子
(当選1回)



菅井 大輔
(当選1回)



鈴木 伸太
(当選4回)



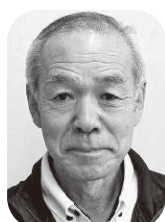
鈴木 美穂
(当選6回)



鈴木 雄一郎
(当選1回)



関 茂真一
(当選3回)



高野 好雄
(当選7回)



高橋 司
(当選1回)



高橋 尚美
(当選1回)



舘野 彰男
(当選3回)



富所 洋子
(当選1回)



永井 拓三
(当選1回)



野澤 千愛
(当選1回)



原澤 太一
(当選2回)



原田 未来
(当選2回)



平賀 淳
(当選3回)



笛木 幸久
(当選6回)



山本 幸子
(当選3回)

石打支店 地区総代 (19名)



阿部 淳
(当選2回)



石井知美
(当選2回)



岡村 望
(当選1回)



小野塚展子
(当選4回)



河崎千夏
(当選1回)



岸野悦雄
(当選8回)



小林功二
(当選1回)



扇子啓介
(当選2回)



武淵和昭
(当選4回)



外谷 恒
(当選1回)



中澤幸子
(当選6回)



中澤祐大
(当選1回)



中澤好夫
(当選6回)



中原由美
(当選2回)



南雲一成
(当選4回)



野口敦子
(当選3回)



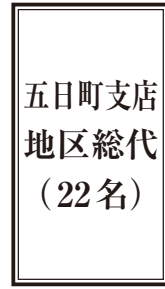
林 秀夫
(当選9回)



星野冬樹
(当選2回)



渡辺千恵
(当選1回)



井口洋一
(当選4回)



石田 衛
(当選6回)



小川一夫
(当選5回)



小野裕子
(当選3回)



笠原貴美男
(当選5回)



笠原貴浩
(当選1回)



上村清子
(当選7回)



桑原かなえ
(当選3回)



櫻井厚子
(当選5回)



塩川裕紀
(当選4回)



鈴木彰一郎
(当選1回)



高橋さつ子
(当選4回)



中澤由美
(当選1回)



長屋英喜
(当選2回)



西野敬太郎
(当選5回)



西野徳光
(当選5回)



西野真美子
(当選3回)



羽賀謙祐
(当選6回)



廣田加津子
(当選3回)



星野千春
(当選1回)

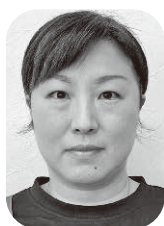


松原美鈴
(当選3回)



三輪弥生
(当選2回)

津南支店
地区総代
(21名)



飯吉友恵
(当選1回)



石沢謙志郎
(当選1回)



石原友三郎
(当選6回)



今井美津代
(当選2回)



籠田淑子
(当選7回)



風巻早苗
(当選3回)



桑原義宗
(当選1回)



粉川英明
(当選4回)



島田福德
(当選2回)



藺部昌代
(当選4回)



高橋直樹
(当選2回)



高橋久子
(当選6回)



月岡奈津子
(当選3回)



中島仁
(当選3回)



樋口貴幸
(当選1回)



福原昇
(当選1回)



藤ノ木正人
(当選1回)



宮澤清
(当選6回)



村山壮
(当選6回)



山岸麗好
(当選3回)



山田文晴
(当選1回)



小出郷支店
地区総代
(19名)



今井満
(当選4回)



内田豊
(当選1回)



大桃崇弘
(当選2回)



大桃直子
(当選1回)



風間勇人
(当選1回)



杵淵豊
(当選2回)



小島成之
(当選6回)



佐藤文音
(当選4回)



清水慶子
(当選1回)



十見一紀
(当選2回)



瀬下賢一
(当選9回)



橘美千子
(当選3回)



林高洋
(当選1回)



阪西充子
(当選3回)



星伸哉
(当選8回)



本田節子
(当選3回)



宮本毅
(当選1回)



横山恵理
(当選3回)



和田大和
(当選1回)

◆ 職員出身者以外の理事の登用状況

理事長	小野澤 一成	理事	田村 こゆき(※)	常勤監事	上村 亨
専務理事	高橋 清隆	理事	羽吹 忍(※)	監事	桑原 幸子
常勤理事	森下 健	理事	山田 泰(※)	員外監事	石田 和彦
常勤理事	福原 香	理事	三友 玲央(※)		
理事	中嶋 知一(※)				

(2025年7月1日現在)

◇当組合は、職員出身者以外の理事(※)の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めています。



◆ 役員等の報酬体系

■ 対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事および常勤監事をいいます。

対象役員に対する報酬等は、職務遂行の対価として支払う「基本報酬」、在任期間中の職務執行および特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されています。

1. 報酬体系の概要

【基本報酬】

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総代会において理事全員および監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を勘案し、当組合の理事会において決定しています。また、各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しています。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

2. 役員に対する報酬

区 分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理 事	32百万円	34百万円
監 事	7百万円	9百万円
合 計	39百万円	43百万円

(注) 1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。

2. 払人数は、理事8名、監事3名です。(期中に退任した者を含む)

3. その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(2012年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号および第5号に該当する事項はありません。

■ 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員、当組合の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。なお、2024年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職したものを含めております。
2. 「同等額」は、2024年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
3. 当組合の職員の給与、賞与および退職金は当組合における「給与規程」および「退職金支給規程」に基づき支払っております。なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れ自社の利益を上げることや株価を上げることに動機付けされた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系ではありません。

リスク管理体制

金融の自由化の進展にともない、金融業務は多様化、高度化しており、信用リスクをはじめとして市場リスク、事務リスク等さまざまなリスクが経営に重大な影響をおよぼす機会が増えてきております。

当組合は、経営の健全性確保の観点から金融機関を取り巻く環境の変化に適切に対応できるように、リスク管理態勢の整備を図り、収益の安定化と資本の充実に努力してまいります。

信用リスク管理

信用リスクとは、取引先の諸事情により貸出金の元金や利息が、回収できなくなるリスクをいいます。

現在の環境では、信用リスクが年々増大している現状であります。そうした中において、当組合では、信用リスク管理を強化するため、貸出審査において営業店および本部の審査部門をそれぞれ独立した、融資審査体制の一層の充実と健全な融資審査に努めております。

また、与信取り扱い管理に関する研修会等を実施、あるいは参加し、人材育成に努めております。

なお、融資に当っては、特定の業種や取引先に過度に偏重・集中せずバランスの取れた小口多数主義を基本として、資産の健全化に努めております。

信用コストである貸倒引当金は、正確な自己査定に基づき適正な引当を行っています。

市場リスク管理

市場リスクとは、市場の金利変動や価格変動、為替相場の変動に伴うリスクを指し以下のリスクをいいます。

- ① 金利変動リスク：資産・負債の金利変動に伴うリスク
- ② 価格変動リスク：株式や債券などの価格変動がもたらすリスク
- ③ 為替変動リスク：為替相場の変動に伴うリスク

金融機関の資金運用と調達構造は、市場の変動に影響を受けやすくなっていますので、適切な管理と対応が重要となっております。当組合では、資金運用基準規程の制定や毎月内部において保有有価証券や資金運用の状況について協議検討しております。

なお、保有資産のうち有価証券は別記金額の運用であり社債・国債を中心とした元本保証の債券類の保有でありますので、これらの市場リスクは少ない状況となっております。

なお、2019年2月金融庁改正告示に基づき、2019年3月期決算より、△EVE（金利リスクのうち、金利ショックに対する経済

的価値の減少額として計測されるもの）の上方・下方パラレルシフト、スティープ化の計3種について計測、また、2020年3月期より△EVEについてはフラット化、短期金利上昇・下降の計3種を加え、△NII（金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過するまでの間の金利収益の減少額）について新たに計測しております。

流動性リスク管理について

資金を効率的に運用するとともに、的確な資金ポジションを確保するため、預金貸出金を重点的に管理し、預金の支払いに支障がないよう支払準備の充実を図り、流動性資金の確保に努めております。

オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは以下のリスクをいいます。

- (1) 事務リスク
役職員が正確な事務を怠る、或いは事故・不正等を起こすことにより、当組合が損失を被るリスク
 - (2) システムリスク
コンピュータシステムの障害または誤作動、破壊、システムの不備、不正利用等により当組合が被るリスク
 - (3) その他オペレーショナル・リスク
 - ① 法務リスク
顧客に対する過失による義務違反および不適切なビジネス・マーケット慣行から生じる損失・損害（監督上の措置並びに和解等により生じる罰金、違約金および損害賠償金等を含む）などにより、当組合が損失を被るリスク
 - ② 人的リスク
人事運営上の不公平・不公正（報酬・手当・解雇等の問題）、差別的行為（セクシュアルハラスメント等）から生じる損失・損害などにより、当組合が損失を被るリスク
 - ③ 有形資産リスク
災害その他の事象から生じる有形資産の毀損・損害などにより、当組合が損失を被るリスク
- オペレーショナル・リスク全体の状況を俯瞰的に把握し、オペレーショナル・リスクを特定、評価、モニタリング、コントロールおよび削減等、総合的に管理することにより、当組合の業務の健全性および適切性を確保し、顧客からの信頼性の向上を図る取組を行っています。

コンプライアンス（法令等遵守等）体制

金融機関が公共的使命と社会的責任を果たすことは重要な責務であります。

そのためにあらゆる法令やルールを遵守して、社会的規範に決してもとめることのない、公正な業務運営を行う体制作りが強く求められております。

当組合は、全役職員が法令等の遵守を常に心がける企業風土を醸成するために、コンプライアンス体制の整備を積極的に行っております。

コンプライアンス担当者を本部・営業店に配属するとともに、行動基準の手引書とする「コンプライアンス・マニュアル」と「行動指針」等を制定し、それを実践して行くために、全役職員を対象に各階層別研修・啓蒙活動を実施しております。

また、今後毎年コンプライアンス・プログラムの見直しを進め、体制の構築に向けての重要課題と位置付けし、積極的に取組み、地域の皆様に対し、誠実かつ公平な業務運営を通じてさらなる信頼を確保し維持できるよう、引き続き法令遵守を徹底するための管理体制を確立してまいります。

当組合のコンプライアンスの基本方針

- ① 「ゆきしん」は、法令等遵守態勢を経営の基本方針の一つとして位置づけております。
- ② 「ゆきしん」のもつ公共的使命を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努めております。
- ③ 「ゆきしん」は、創意と工夫を生かした金融及び非金融サービスの提供を通じて、地域社会の発展に貢献することに努めております。
- ④ 「ゆきしん」は、法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとめることのない、公正な業務運営に心掛けております。
- ⑤ 「ゆきしん」は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的な勢力には、これを断固として排除しております。
- ⑥ 「ゆきしん」は、経営情報の積極的かつ公平な開示をはじめとして、広く地域社会とのコミュニケーションを大切にしております。

苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引のある営業店または下記の窓口をご利用ください。

【窓口：ゆきぐに信用組合本部】

フリーダイヤル 0120-600-283

受付日 月曜日～金曜日

(土・日曜日、祝日および組合の休業日は除く)

受付時間 午前9時～午後5時

なお、苦情対応のご案内については、当組合ホームページにも掲載していますのでご覧ください。

ホームページアドレス <https://www.yukiguni.shinkumi.jp/>

また、保険業務に関する苦情は下記機関でも受け付けております。
一般社団法人生命保険協会 生命保険相談所

(電話：03-3286-2648)

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

(電話：0570-022808)

紛争解決措置

東京弁護士会紛争解決センター (電話：03-3581-0031)

第一東京弁護士会仲裁センター (電話：03-3595-8588)

第二東京弁護士会仲裁センター (電話：03-3581-2249)

で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記ゆきぐに信用組合本部またはしんくみ相談所にお

申し出ください。

また、お客さまから各弁護士会に直接申し出いただくことも可能です。なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。

仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。

① 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。

② 現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たる。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

【窓口：(社)全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】

受付日：月曜日～金曜日(土・日曜日、祝日および協会の休業日は除く)

受付時間：午前9時～午後5時

電話：03-3567-2456

住所：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-1

(全国信用組合会館内)

マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策

当組合は、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融（以下、「マネロン等」という。）を防止し、業務の適切性を確保するため、「当組合のマネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に係る対応方針について」のもと、マネロン等リスク対策担当役員を任命し、組合内横断的なリスク管理態勢の強化に取り組んでいます。

当組合のマネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に係る対応方針について

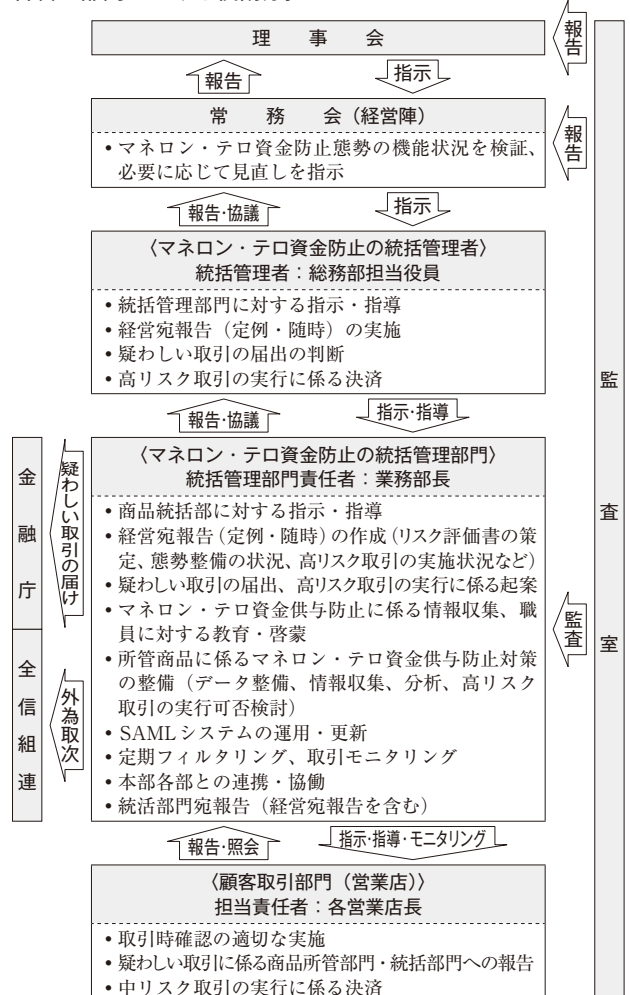
当組合は、マネロン・テロ資金供与及び拡散金融を防止するため、マネロン・テロ資金供与対策を経営上の重要な課題として位置付け、「犯罪収益移転防止法」ならびに「金融庁マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」等の関連法令等を遵守し、経営陣の主導的な関与の下、次の各号の取組みを行ってまいります。

- 当組合は、自らが提供する商品・サービス、取引形態、取引に係る国・地域や顧客属性等に応じたマネロン等リスクを特定、評価、類型化したうえで、当該リスクについて、当組合のリスク許容度の範囲内に実効的に低減するための措置（リスクベース・アプローチ）を講じてまいります。
- 当組合は、マネロン・テロ資金供与対策を適切に実施するために、組合内横断的なリスク管理態勢を構築してまいります。
- 当組合は、マネロン・テロ資金供与および拡散金融対策の実効性を確保するため、当組合の業務分野、営業地域及びマネロン・テロ資金供与に関する動向等を評価し、これを踏まえて、方針（基本方針・ポリシー等のマネロン対策に関する方針）・手続（マネロン対策に関する基本規程及び関連諸規程・要領・手順書等）・計画（マネロン対策を実現させるための実践計画・プログラム）等を整備してまいります。

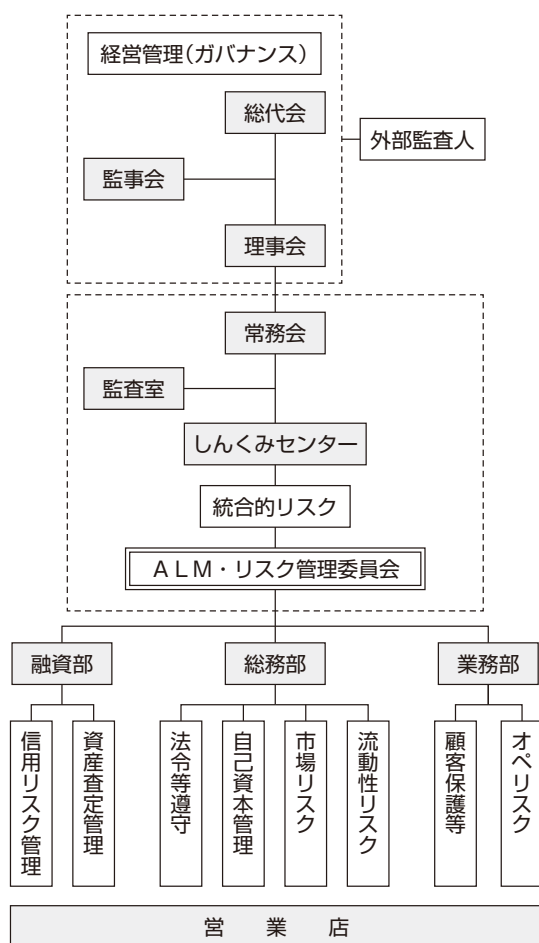
なお、金融当局ならびに新潟県警察の指導により、当組合では、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融のリスクが高いと判断される一部の取引およびお客様につきましては、通常よりも厳重な取引時確認の実施やお客様情報の提供をお願いさせて頂くとともに、そのご回答の内容、状況に応じまして、当該お取引に制限をさせていただくことがございます。

お客様には、一部ご不便をお掛けすることが予想されますが、何卒趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

各管理部門における役割分担



事業の組織 (2025年7月1日現在)



店舗一覧表（事務所の名称・所在地・自動機器設置状況）

店 名	住所・電話番号	ATM
本 部 しんくみセンター	〒949-6408 新潟県南魚沼市塩沢1221-4 025 - 782 - 1201	-
本 店	〒949-6408 新潟県南魚沼市塩沢1198 025 - 782 - 1151	2台
石 打 支 店	〒949-6371 新潟県南魚沼市関1124-1 025 - 783 - 2962	2台
五 日 町 支 店	〒949-7101 新潟県南魚沼市五日町387-1 025 - 776 - 2691	1台
津 南 支 店	〒949-8201 新潟県中魚沼郡津南町大字下船渡戊543-3 025 - 765 - 3125	1台
小 出 郷 支 店	〒946-0076 新潟県魚沼市井口新田547-15 025 - 792 - 7766	1台

（店外ATM）

店 名	住 所	ATM
松 代 郵 便 局 A T M 出張所	〒942-1599 新潟県十日町市松代3374-16	1台
平 滝 郵 便 局 A T M 出張所	〒389-2701 長野県下水内郡栄村豊栄2229-4	1台

■ 2025年度「専門委員会」

- ①貸出FS及びCDP/STF委員会
- ②中計検証委員会
- ③ベスパ・家庭円満委員会
- ④地域連携・見守り委員会
- ⑤人的資本・シン事務委員会
- ⑥ハッピー・ウェルビー委員会

■ 2025年度「諸会議」

- 店長会議
- 危機防災会議
- 委員長会議
- 業績検討会
- 総務部連絡会議
- 業務部連絡会議
- 融資部連絡会議
- 監査室連絡会議
- 労働者代表会議

2025年度 経営の基本方針・事業計画

I. 2025年度・上期「経営の基本方針」

「事業性融資の推進等に関する法律」（事業性融資推進法）が成立し公布されました。主なポイントは「企業価値担保権」の新設です。中小企業が資金調達しやすくすることを国が推進するということです。

私どもはこの事に関して『地域金融機関の地域貢献は“事業性融資”に積極的に関与することである』と言い続けてきました。事業性融資を積極的に推進し地域の事業者の皆様を支援すること、金融弱者を救済し地域の底辺を担う信用組合として、事業性融資にもっともっと傾注してまいります。

地域内の小規模事業者は経営困難先がまだ多く、資金支援プラス経営支援の連携が必要、そのための時間と労力は惜しまず提供し、事業者の話をしっかりと聞き、とことん寄り添うことを営業の基本方針とします。

不良債権化を未然に防ぐことを第一に掲げて取り組むが、万策尽きた場合は“ゆきしん”が最後の面倒を見る。そのためには頼られるだけの経営体力が必要であり、決算の“黒字化”により揺るぎない経営基盤を構築します。

職員一人一人の労働生産性の向上、チームでの行動が「1.0」を上回ることを目指し、「貸出FS」のレベルアップとそれに連動した「融資相談件数」の確実な増加を達成し、「ゆきしん流CDP/STF・貸出FS」に取り組むことで、しっかりと本業で収益確保を図り必ず黒字決算を実現します。

「ゆきしん流・貸出FS」の業界内の普及にも努めます。2025年度の「事業計画」は「貸出FS」の実践で成果を上げることを経営の基本方針とします。

「部店長のステータス化」部店長の重要性として、やはり日常的に一番長い時間を共有している「部店長」の存在は、職員に与える影響が大きく、職員のやる気はもとより職員の成長へも多大に関与しているといえます。

そこで2025年度は「部店長」にスポットを当てて、部店長がどうなれば店が良くなり、職員が成長できるのかを追求します。

更にフォロワーシップでは何が求められてどうすることが重要なのかを議論し、全員で実践していきます。それらを定めた部店ごとの「事業計画」を尊重し部店一丸となって取り組むことを基本方針とします。

職員の働き甲斐、満足度向上のために「ゆきしんに惚れ込む職員の育成」を図ります。そのために①「仕事を好きになること」②「仕事に自信を持つこと」③「仕事に責任を持つこと」④「仕事に誇りを持つこと」⑤「仕事で幸せになること」にそれぞれに具体的な目標値を定めて取り組むことを基本方針とします。

Ⅱ. 2025年度・上期「重要実施事項」

1. ゆきしんの「内部監査部門の強化」検査等の重要性

- (1) 毎年4月12日は「事件撲滅の日」として全員が「誓約書」を提出
 - ・職員自らが事件を絶対に起こさないこと、不正を見つけたら報告すること、部下や同僚の状況変化に気づくこと、役員上司先輩の悪行は見て見ぬふりをしないで通報することを全員が誓約する。
- (2) 毎年7月に全組合員宛に「職員の不正防止」のための預金調査を依頼
 - ・全組合員への調査協力のお願いと、ご自分の預金通帳・預金証書を窓口にて「記帳」することを要請する。
- (3) 預金の調査及び現金検査は必ず抜き打ちにて実施
 - ・預金の調査及び現金保管状況検査は、必ず抜き打ちにて実施、検査は不正を見つけるために「性悪説」に基づき実施する。
- (4) コンプライアンス違反を組織で絶対に発生させない
 - ・不正は絶対に見逃さず、毎月の「lon1」は、深度のあるプライベート情報を得ることを目的として実施し、相互の信頼関係を醸成する。
- (5) 「ガバナンス」機能の強化を図る
 - ・「総代」等の監視の目を重視し、「公益通報者保護規程」を遵守し、組織内の不正についてはありとあらゆる角度から通報が得られるようにし、預金等の着服は金額の多寡にかかわらず「刑事告発」する方針とする。

2. ゆきしんの特色ある取組

- (1) 本部店の雁木の併設と一部店舗の新設
 - ・県道と市道への道路拡幅用地売却に伴う「本部店ATM機」の廃止
 - ・塩沢駅通り（つむぎ通り）景観事業として雁木の併設と一部店舗の新設
- (2) 5月～6月に各店単位の「年金友の会イベント」実施
 - ・支部単位の総会、日帰りバス旅行、昼食会と温泉入浴、カラオケ等実施
- (3) 6月「通常総代会」後に理事の退任式及び総代全体懇親会開催
 - ・理事改選に伴う「理事の退任式」及び「総代全体懇親会」（72周年記念事業）
- (4) 7月「地域同期会・第4回」実施
 - ・100社100人雇用の創出と若者のネットワークづくり、離職防止の観点から実施
- (5) 「信組ゆきぐに奨学金」第10期募金開始、奨学生の募集開始
 - ・地元7自治体から第10期奨学生「105人」目標にて募集、併せて募金勧誘開始
- (6) 「ゆきしんの経営塾」を第7期として開講
 - ・第1期から第6期までで約300人を輩出、第7期生として「50人」を募集する
- (7) 8月「貸出FS実践型研修」、9月「実施型研修」実施
 - ・全国の信用組合から受講生を募集、当組合の取組を実践型にて学ぶ機会とする
- (8) 10月「役職員親睦旅行」行先「北海道」（2泊3日）実施
 - ・約10年ぶりに実施する「役職員旅行」（職員の“夢作文”にて実現）
 - ・行先「北海道」（職員アンケートにて決定）北海道の信用組合へ行程等を依頼
- (9) 第14次・中期経営計画の策定
 - ・2026年～2028年までの「中期3か年経営計画」73周年から75周年までを策定

Ⅲ. 2025年度・上期「重点施策」

【重点施策】「CDP/STF」「貸出FS」

※「2024バージョン」をあえて変えずに「重点施策」とします

1. 今『カスタマーディライト（CD）顧客感動』がなぜ必要なのか

- (1) 「ゆきぐに信用組合」は、「共感」が「感動」に変化する局面に幾度となく遭遇している。
その時に「人」はそのことを人へ伝えようとし、実際に確かめようとして行動に出る。
「ゆきしん」の理解者であり「ファン」となる人は、ゆきしんが顧客を大事にし、顧客を「幸せ」にすることに一生懸命であることを知っている。その人たちのために「カスタマーディライト」（顧客感動）が今、必要とされている。

2. ゆきぐに信用組合が考える「CD」（顧客感動）とはどのようなもの

- (1) ゆきしんの「CD」（顧客感動）は、一般的な顧客感動と比較して「信頼」と「相互感動」を基本としており、「一過性」でも「片方だけの思い込み」でも不十分であり、お互いが「共鳴」し合い、意気投合と言っても良い局面に遭遇したとき、お互いが好感をもち再び会いたいと感じることである。
- (2) 心を震わせる「感動」を呼ぶ仕事をしたい、それは相手を「リスペクト」することであり、相手の良さを本当に理解する必要があります。私どもが目指す「顧客感動」は一方的に与えるものではなく、お互いが理解し合い、好感をもち、相手を思いやり、真剣に向き合い、互いに「感動」するものを目指すということである。
- (3) 「顧客の期待値を良い意味で裏切ること」「ここまでしてくれるのか」「ゆきぐに信組はこんなに素晴らしい金融機関だったのか」「もう他とは付き合わないし付き合う必要もない」と取引先から言われることが「顧客感動」としての実績である。

3. 「カスタマーディライト」を実現させる方法（CDAP）

- (1) 「CDAP」（アクションプログラム）5項目（次の①～⑤までを繰り返し実施する）
 - ① 「顧客の期待値を正確に把握する」
 - ・・・・期待値、満足するレベルはそれぞれであり、それがどの程度なのか、定性的にも定量的にも数値化して把握することが、まず、最初である。
 - ② 「One on Oneマーケティングを実践する」
 - ・・・・「画一的なサービス」を超える。取引履歴や属性、顧客情報にあわせてカスタマイズされたきめの細かいサービス（オーダーメイド）を提供する。
 - ③ 「感動させると意識して行動する」
 - ・・・・良いサービスを提供することは当たり前のことであり、それを超える「感動」を与えるにはどのようにすればよいのか、相手を「感動させる」と意識して行動することが重要である。
 - ④ 「顧客の声や情報を信組内で共有蓄積する」
 - ・・・・顧客に対して感動を与えられたことを振り返るセッションを定期的に設けて、職員同士が発表し合う機会をつくり、成功事例を共有し蓄積する。「感動」が生まれることの素晴らしさと社会的意義を知ること、職員自身のモチベーションアップにつながり、組織全体が成長する。
 - ⑤ 「継続して行うことを組織の方針とする」
 - ・・・・顧客を感動させることは一朝一夕で成しえるものではなく、好事例に学ぶことであり、素晴らしい事を成し得るためにその努力は惜しまない。組織を挙げて、長期的な視点で取組む方針とする。
- (2) アクションプログラムを効果的に実施する方法
 - ・AP5項目を支援先一先一先に当てはめて「一覧表」にする。
 - ・支援先の中で、取組みが表面的なところに終始している先やボタンのかけ違いがある先、その取り組みに関しての十

分不十分を整理する。

- ・アクションプログラムとは行動綱領であり、眼目要点をシンプルに整理して、支援先への具体的な対応策を見出し、実効性を上げるために実施する。

■2025年度は、「事業者支援」で必ず成果を上げることを目的に取り組む。実績を上げることで取引先も当組合も良くなることを実現する。

1.「事業者支援」の取組に対する“実績”と“評価方法”について

- (1)「事業者支援」(全集中の本業支援で事業者を支える)
 - ① 経営者との信頼関係をもとに、既存事業の存続性をシビアに判定しなければならない。時には、半ば強引に「押し出したり」、「引き上げたり」と向かうべき方向をしっかりと指し示すことが重要になる。
 - ② 当組合自身が、赤字体質を克服できたことをもとに、お客様の実態を把握し、お客様に寄り添って一緒になって取組んでいくこと。
 - ③ お客様の事業の悪化(赤字経営)を防ぐことが目的で、赤字体質からの脱却を意味している。具体的な取組内容は、1『売り上げの細分化』2『不採算部門の見直し』3『単価の引上げ』4『業者向けから個人向けへの転換』5『取捨選択と集中特化』6『先手先行管理』7『やると決めたら必ずやる』8『無理はしないで休む時は休む』9『経営者の方針は、全社員に伝えて社員のベクトルを合わせる』の1～9が重要。
- (2)「CDP」の定義と具体的な取組(取組実績の“見える化”)
 - ・・・既存融資先への事業改善支援を顧客との信頼をもとに顧客へ宣言するものとする
 - ・・・既存融資事業先全先へ「3か月先の資金繰り管理」と「6ヶ月先行自己査定」
 - ① 「事業性BS」と“PL”の何をどうするのかを決める
 - ② 「月次決算の“黒字化”」(偶発的な単発から恒常化へ)の実現
 - ③ 「返済原資の確保」「先取型キャッシュフロー化」先取サイクルの実現
 - ④ 「赤字体質からの脱却」恒常的な“黒字決算”(勝利宣言)の実現
- (3) 事業者支援の取組に対する『評価方法』について(プロセス評価の採用)
 - ・・・「団体戦チーム力」としての評価、何をどう工夫し努力したかどうか
 - ① 信頼感醸成(事業改善が目的、顧客のため)の“真”の理解を生む工夫と努力
 - ② 既存事業の存続性の判定(経営者本人の真意が出てくる)関係性の構築
 - ③ 具体的な取組内容「1～9の項目」における工夫した具体的提案と実行した結果
 - ④ 「事業性評価シート」「経営課題シート」の作成、提案書作成プレゼンへの着手
 - ⑤ 「販路拡大イベント」「事業承継セミナー」などへの取引先の参加とやる気の確認
- (4)『評価の反映』※原則加点方式(職員のモチベーションアップ)
 - ① 満点方式ではなく上限なしの“加点”方式を採用する
 - ② 店舗・職員の評価項目に「事業者支援」を設定、必須項目とする
 - ③ インセンティブ報奨の制定、個人と団体戦チーム力の二本立てとする
 - ④ 『プロセス重視』職員のやる気と努力、職員の成長に寄与する仕組みとする

2.「ゆきしんのCDP」

- (1)「ゆきしんCDP」とはその活動を通じて職員を育成するものなり
 - ① 「顧客との信頼感の醸成、それは時間を守り約束を守る姿勢を身に付けること」
 - ② 「たえず笑顔を忘れず、明るい雰囲気と優しさを提供すること」
 - ③ 「自分で分からないことはすぐに調べる。上司先輩に聞いて理解すること」
 - ④ 「自分のやりたいことを宣言し、自分自身を衆人環視の前に立たせること」
 - ⑤ 「決められたルールに基づき、1日を完遂する。そのための準備を怠らない事」
- (2)『ソリューション支援』(本業の改善)で実績を上げる(熱意と工夫と行動力)
 - ① 「チーム力で臨む」「チーム力で検討」「チーム力で評価」「チーム力で打開」
 - ② CDPとは既存先の「ソリューション営業」(課題解決型支援)と位置付ける

■『CDP』《カスタマー・ディライト・プラクティス》(5月と9月)開催

- (1) 実施日は、原則「火曜日」(各店で実施日を決める)
※5月と9月を「CDP月」とする
- (2) 既存融資事業先の中から「30先」を抽出(完全アポ取りを実施する)全店「150先」
- (3) 全店統一ルールは、「3分前到着」を厳守、“時間を守る”“約束を守る”
ゆきぐに信用組合自体とその職員のイメージアップを図ること。
- (4) 実施メンバーは「店長」と「営業」と「本部担当」の「6人」で「3ペア」とする
メンバーが「5人」は「2ペア+1」、「7人」は「2ペア+トリオ」とする
- (5) 一日の営業時間は、9:00～12:00「3時間」と13:00～16:00「3時間」の計「6時間」
- (6) 1ペアの訪問先数は、午前「5先」、午後「5先」の計「10先」
- (7) 8:30「朝礼」「ミーティング」、8:55「出発式」、16:00全員帰店厳守
- (8) 16:00「訪問記録まとめ」16:30「成果分析」、17:00「情報ミーティング」17:30退出

3.「ゆきしんのSTF」

- (1)「ゆきしんのSTF」とはその活動を通じて当組合の存在をアピールするものなり
 - ① 「借りてください」を営業トークで禁止している当組合のスタイルをPRする
 - ② 当組合の17時までノンストップと毎週水曜の19時30分までの営業時間をPRする
 - ③ 「職員良し」「お客様良し」「地域良し」の三方よしをPRする
 - ④ 「お困り事」調査結果および意見要望のとりまとめ、資金調達状況の把握、借り過ぎていないかの点検、借入負担の点検と返済負担の点検を実施する
 - ⑤ 点検実施後に資金支援及び返済負担の軽減支援ができる先か否かを判断する
 - ⑥ 支援したい先と判断した場合は「返済負担の軽減策」を提案する

■『STF』《スペシャル・タスクフォース》(6月と10月)開催

- (1) 実施日は、原則「火曜日」(各店で実施日を決める)
※6月と10月を「STF月」とする
- (2) 東京商工リサーチ登録の新規事業先を訪問し、当組合の支援体制を周知する。

- (3) 他行取引先「各店50先」(完全アポ取り実施)、全店「250先」
- (4) 全店統一ルールは、「3分前到着」を厳守、「時間を守る」「約束を守る」ゆきぐに信組のイメージアップと当組合独自のオリジナル支援の周知を図ること。
- (5) 実施メンバーは「店長」と「営業」と「本部担当」の「6人」で「50先」を訪問する
- (6) 一日の営業時間は、9:00～12:00「3時間」と13:00～16:00「3時間」の計「6時間」
- (7) 1人の訪問先数は、5人の場合「10先」、6人の場合「8～9先」、7人の場合「7～8先」
- (8) 8:30「朝礼」「ミーティング」、8:55「出発式」、16:00全員帰店厳守
- (9) 16:00「訪問記録まとめ」16:30「成果分析」、17:00「情報ミーティング」17:30退出

4. 「ゆきしん流の貸出FS」

- (1) 「ゆきしんの貸出FS」は、前段取り八分で「完全アポ取り」の営業スタイル
 - ① 「貸出FS委員会」にて、5店舗の実施日程及び参加メンバーを決定する
 - ② 「新規先50」「既存先50」の「事業先100」へ実施日の約2ヶ月前に着手して実現する
 - ③ 「新規先50」実現のためのリスト数は3倍の「150先」を用意する
 - ④ 「既存先50」実現のためのリスト数は「70～80先」を用意する
 - ⑤ 「リストのターゲット化」「10人」ずつ10組に分けて実施とアポ取りの担当決定する
 - ⑥ 「テルアポ」のための「スクリプト」を用意し内勤者を動員してアポ取りを開始する
 - ⑦ 「最初の第一アポ取り」実施日1か月前を目途に10組分を完了させる
 - ⑧ 実施日1週間前に「再アポ」(念押し)、ヒアリング内容、評価シート「100先」作成
 - ⑨ リーダーは「10人分」のマップを作成、移動時間を加味した訪問管理表を作成する
 - ⑩ 前日までに「個別ヒアリングシート」、車両、弁当の手配、連絡体制の確認を完了する
- (2) 「当日」は、参加職員を店全体で出迎え、店の一大行事として盛り上げる
 - ① 全員ミーティング、ガイダンス、実践ロープレ、出発式までを30分で完了する
 - ② 「訪問記録まとめ」「成果分析」「情報ミーティング」を16:00～17:30で完了する
- (3) 「後工程」は、当日の「情報ミーティング」の中で「5W」を明確に全員で決定する
 - ① フォローのための「再訪問」「当日の不在先」を「5W」にて明確に全員で決める
 - ② 「成果分析」内容は本部にて情報を一元管理。営業店で案件進捗管理を補佐する

■『ゆきしん流・貸出FS』（7月と11月）開催

※本店は8月5日(火)に開催

- (1) 実施日は、「貸出FS委員会」にて全店分を決める
※7月と11月は「FS月」とする
- (2) 実施メンバーは、一店舗「10人」(内リーダー1人は実施メンバーから除く)
- (3) 自店メンバー「店長」「営業」「本部担当」にプラス&(他店からの助っ人)
上記が「4人」の場合は「6人」、「5人」は「5人」、「6人」は「4人」が他店から
- (4) 実施メンバーは「貸出FS委員会」にて全店分を決める
- (5) 一日の営業時間は、9:00～12:00「3時間」と13:00～16:00「3時間」の計「6時間」
- (6) 1人の訪問先数は、午前「5先」、午後「5先」の計「10先」

- (7) 8:30「朝礼」「ミーティング」、8:55「出発式」、16:00全員帰店厳守
- (8) 16:00「訪問記録まとめ」16:30「成果分析」、17:00「情報ミーティング」17:30退出
- (9) 「前日会議」(オンライン) 15:00～17:00参加者全員で訪問先の事前情報を確認する
- (10) 「翌日フォロー会議」(オンライン) 翌日が水曜日の場合は翌々日に実施する
8:45～10:00参加者全員で「成果分析」「情報ミーティング」の内容を再確認する
- (11) 理事長は、上記のオンライン会議へ出席する。
FSは毎回「正午」より半日参加し、午後「5先」を店長同行にて訪問する
- (12) 他の信用組合のための「貸出FS普及事業」を企画し、「貸出FS実践型研修」(2025年8月4日～6日)を実施します。

■「経営改善支援先」への理事長個別面談会の実施

- (1) 実施月：5月と10月に各店1回、計2回実施
- (2) 面談時間：1事業先に1時間、1日、6事業先
- (3) 実施内容：本部と営業店が一体となって支援内容を確認する
- (4) 実施場所：原則、営業店会議室
- (5) メンバー：理事長、本部担当、店長、営業係で対応する
以上

IV. 2025「事業計画」(重要課題)

1. 「業績検討会」発表内容(自店もしくは他店事例も共有して職員の知識とする)

- 1) 既存顧客の“大丈夫です”を鵜呑みにしなかった事例(裏のとり方の好事例等を発表する)
- 2) 現地現場確認の好事例(現地現場を訪問し異変等に気付いた事例を発表する)
- 3) 既存事業の存続性をシビアに判定した事例(事業を見直すことを提案した事例を発表する)
- 4) 半ば強引に向かうべき方向を指し示した事例(顧客が納得した好事例を発表する)
- 5) 他行共存型の好事例(いつどこでどのように発生し、実行できた事例なのかを発表する)
- 6) 『おまとめローン』を実践した事例(いつどこでどのように発生し実行したのかを発表する)
- 7) 「個人ローン(カード含む)」の取り上げ好事例(窓口を含めて工夫した事例を発表する)
- 8) 水曜日の延長デーの相談件数増加の実例(工夫した内容と増加実績の比較を発表する)

2. 当組合の個人ローンに関する『管理と推進』を再確認する

- (1) 既存のローン完済者へは、粗品を添えて「2年間」有効な『審査済証』を発行する
- (2) 「カードローン」利用者へ限度一杯の場合は、証貸への組換えを誘導する
- (3) 「家庭円満51」の商品優位性を若者と地元建築業者へ産業振興の主旨とともに説明する
- (4) 「おせっかいローン」「奨学金返済支援ローン」を一人でも多くの該当者へ説明する

3. 個人家計のお困り事の救済措置として「おまとめローン」を実践する

- (1) 『お困り事』の救済措置は、まず聞き取りを丁寧に深掘りし、核心部分を把握する
- (2) 「軽微」な段階での救済がベターであり、いつでも気軽に相談に応じる旨を広報する
- (3) 家計収支は漏れの無い状態で、妥当性を確認していく(必要に応じて他行通帳参照)
- (4) 相談に乗る際の注意事項は、本人の人柄(まじめで約束を守る)を重視する

- (5) 地元のローカル情報を駆使する（場合によって人的支援を求める）身内の力を借りる
- (6) 救済手段は、収入以内に支出を抑えること、一本化の長期化が原則（オーダーメイド）
- (7) 改善までのお手伝い、生活スタイルや勤め先の相談、二重に発生させない管理
- (8) 自己責任貸出と事後管理システムの徹底、実行時の確約と返済履行で完治させる

4. 11月に「独自の景況感調査」を実施する「実施日：11月6日(木)～11月26日(水)」

- (1) 実施前の確認と実施後の分析
 - ① 実施前に「目的」を明確にする。実施内容の吟味検討を実施する。
 - ② 調査実施後は、貴重な集計結果をもとに本部が「分析」し傾向としてまとめる。
 - ③ 地域内の「景況感」として職員の誰もが説明できるように「勉強会」を実施する。
- (2) 分析後の結果内容を地元および関係機関へ還元
 - ① 窓口の職員及び営業の職員を通じて、一人でも多くのお客様へ「地域内の景況感」として説明し、事業者からは、ご自身の経営判断に活かしてもらうようにする。

V. 「人的資本経営の強化策」

1. 「人的資本経営の強化」（最優先課題として、労力と費用をかけて取組む）

■ 「人的資本経営」の理解と定着

- 「企業は人である。」その人は企業自らが育てる必要がある。社会のためには、「建物」を残すか、「お金」を残すか、「ヒト」を残すかである。企業の社会貢献の極みは「ヒト」を残すこと。
- 人が育つことで「企業」の経営基盤は強化され、また人に投資することが出来る。企業の発展性は「人的資本」が豊富かどうか、育った人がまた次の人を育てることに貢献しているかどうかだ。

■ 持続可能性は循環型でもある。

「感謝と報恩」「恩返しと恩送り」「恩送り」の考え方。一人前に育ててくれた恩を次の人を育てることで返す。次世代への「恩送り」を循環させる。

「らせん状にステップアップするPDCA」に導くことと「プロセス重視」で職員のやる気を引出し確実に人を育てることを組織の目的とする。

2. 「組織活性化」「自主性が基本」・・・自分事として行動する

※必要と判断されるものはいつでも導入し「変更」し変化する

- (1) 「1on1 ミーティング」を実施する上で必要なルール（毎月1回1人30分）

- ① 部下が話をするのが「9割」上司は話をしっかりと聞くこと（teaching ではなく coaching）
- ② この時間は部下が発信（公言）するための場でありテーマは部下自身が考えて決める
- ③ 職場として「一人一人の職員がやりがいを感じ」「自己の成長を実現」するために実施する
- ④ 職員は、自分の仕事やキャリアパスについて、常に“自分事”として考え行動する
- ⑤ 下から上へのコミュニケーションが“自らの行動”を促し組織を活性化させる

- (2) 「Top down ミーティング」を実施する上で必要なルール（毎月1回1人30分）

- ① Top down による「指導指示」は、「実績」へ結び付けて部下が成長するために実施する
- ② 上司は、部下が“真”の理解として「腹落ち」できるように工夫して説明する
- ③ 「一人一人を大切にすること」を掲げ、働く上での「就業意欲」を高めるために実施する
- ④ 間違った先入観と固定概念を是正し、正しく導くことを「目的」として実施する
- ⑤ 職場の人間関係を優しく厳しいものとして、正しい“信頼関係”を醸成させる

- (3) 「週末ミーティング」を実施する上で必要なルール（毎週末16:30～17:15）

- ① メンバーは、店長と営業職員で「営業係チーフ（代表）」が進行しまとめる
- ② 今週を振り返り、各人の実績とやり残しを確認、週単位での「各人評価」を確認する
- ③ 来週の予定として、店長を含むメンバー全員の「週単位での実績基準」を全員で確認する

- (4) 「週末終礼」を実施する上で必要なルール（毎週末17:15～17:30）

- ① メンバーは全員、進行は店長、来週の予定と事務引継ぎ等を簡潔にもれなく実施する
- ② 今週を振り返り、各人の実績とやり残しを確認、週単位での「各人評価」を確認する

- (5) 「月一（いち）ミーティング」を実施する上で必要なルール（月一17:00～17:30）

- ① メンバーは、店長と内勤職員で「内勤職のチーフ（代表）」が進行しまとめる
- ② 今月を振り返り、各人の実績とやり残しを確認、月単位での「各人評価」を確認する
- ③ 来月の予定として、内勤職員メンバー全員の「月単位での実績基準」を全員で確認する



2025年度 通常総代会



地域貢献に資するローン商品のご紹介

「環境問題」「空き家問題」「子育て支援」に対応する住宅ローン

ゼッチ

新潟県版雪国型ZEH 子育て応援普及促進事業

NEW 家 庭 円 満 51 18歳～39歳限定

借入限度 **5,100万円** (最高)
借入期間 **51年** (最長)
借入金利 **年2.45%** (全期間固定)

さらに金利優遇！ 借入期間中にお子様が生じたら引き下げます！
 ・雪国ZEH施工で最大▲0.3%
 ・18歳未満のお子様1人につき▲0.05% (最大▲0.3%)

返済方法は、お客様の高校・大学進学など変化するライフプランに合わせて **無料で 10回まで** 見直せます！

「ゆきぐに」の住まいが変わる、快適でエコな暮らしの実現

行政



地元提携優良建築業者



ゆきぐに信用組合



高気密
高断熱
太陽光発電



空き家問題



環境問題



子育て支援



地域を上げて課題に取り組みます！

こむすびりノベ36

36年 全期間固定

こむすびりノベ36 中古住宅(土地建物)の購入やリノベーション費用に！

借入限度 **3,600万円** (最高) 借入期間 **36年** (最長) 借入金利 **年2.65%** (全期間固定)

さらに金利優遇！ 借入期間中にお子様が生じたら引き下げます！
 ・雪国型ZEHの施工で最大▲0.3%
 ・18歳未満のお子様1人につき▲0.05% (最大0.3%)
 ・県産材利用で▲0.1%
 ・1件につき1万円のカーボンプレジットを当組合が購入！

家を売りたい
土地を売りたい
空き家情報
集めてます!!

情報に応じて金利は変更する場合がございます。

空き家



売地



中古物件



土地を売りたい



中古住宅市場



家を売りたい



人生に訪れるさまざまな資金を応援する目的別“オーダーメイド”ローン

結婚式を控えています

家電を買い替えたいのよね

フリーローン

資金のお使い道は自由！

「突然の出費に困った」など、様々なシーンでご利用いただけます。ぜひご相談ください！

●旅行の費用に ●お客様の予算に合わせた返済額の設定が可能です。
 ●家電の購入費用に 融資限度額・・・最高1000万円
 ●結婚資金に 融資期間・・・10年以内
 ●家具の購入費用に 返済方法・・・フルオーダーメイド(据置可)
 元利均等・元金均等・元金不均等・連増型等

クレジットやカードローンの返済が何口もあり大変 返済額を減らしたい

救済支援 おまとめローン

借入の一本化で返済負担を軽減

複数ある返済を一本化により返済額の軽減が図れます。当組合では、無料の定期家計診断を実施しています。水曜日には窓口を19:30まで延長していますので、お気軽にご相談下さい。

定期家計診断とは？
 「赤字」の家計を解消したい」「プロの目で診断してほしい」「そんな悩みを抱えている家計診断です。元金均等・元金不均等・元金不均等・連増型等を適切な診断をおすすめしています。お客様の予算に合わせた返済額の設定が可能です。

融資限度額・・・最高1000万円
 融資期間・・・10年以内
 返済方法・・・フルオーダーメイド(据置可)
 元利均等・元金均等・元金不均等・連増型等

車検のお金どうしよう 車やバイクの購入費用にしたい

マイカーローン家族

カーライフを全面サポート

買い替えの際、既存のマイカーローンの一本化も可能です！

●お車やバイクの購入費用に
 ●お子さまの運転免許取得のため
 ●車検の費用に
 ●冬タイヤの購入にも

融資限度額・・・最高1000万円
 融資期間・・・10年以内
 返済方法・・・フルオーダーメイド(据置可)
 元利均等・元金均等・元金不均等・連増型等
 お客様の予算に合わせた返済額の設定が可能です。

入学金、授業料の支払いに 下宿の家賃、引越越費用にしたい 受験費用って意外と高いのね

教育ローン家族

幅広い教育費用に対応

在学期間4年+就職後収入が安定するまでの2年間＝合計6年間据置等 お客様にあわせた返済方法の設定が可能です。

●入学金、授業料
 ●アパート家賃、仕送り
 ●受験費用

融資限度額・・・最高1000万円
 融資期間・・・15年以内
 返済方法・・・フルオーダーメイド(据置可)
 元利均等・元金均等・元金不均等・連増型等

顧客保護に関する取組と実績

① 防犯訓練・特殊詐欺声掛け訓練

毎年9月に本支店所在地の警察署と連携した模擬訓練を実施しております。防犯訓練は地元警察が強盗に扮して金銭を要求し、顧客と職員の人命第一、非常通報の流れを確認しました。特殊詐欺声掛け訓練では、還付金請求詐欺などが疑われるお客様への対応方法についてロールプレイングで学びました。



③ 年金受給者向けサービス

・スマホの日

毎月15日を「スマホの日」と定めて、スマホの基本操作やアプリの使い方、迷惑メール対策など、当組合の職員が無料で、ご相談に応じています。また、振り込め詐欺被害防止の注意喚起を行っております。

・高齢者安全見守り隊カード

当組合で年金をお受け取りのお客様さへ、営業担当者の顔写真が入った「安全見守り隊カード」を配布しています。このカードは、ご家庭の電話機の近くに掲示させていただきます。不審な電話や来訪者があったときに速やかに当組合へご一報いただき、詐欺被害を防止するためのものです。

・防災メールの登録推奨

当組合で年金をお受け取りのお客様さへ、特殊詐欺関連情報や不審者情報など、行政や警察署などからの連絡を速やかに受け取ることができるよう、防災メールの登録を推奨しております。スマホ操作がわからないご高齢者については、職員が登録の手順をお教えしています。

④ 危機防災会議

毎月定例の会議により、事業継続に支障をきたす事態への対策を検討し、取組み状況を確認しています。また、お客様の大切な預金を守るため、マネーロンダリングやサイバーセキュリティ対策についても、本部と営業店の連携を確認しております。

⑤ 営業車の安全運転・交通事故防止

・営業担当の安全運転宣言

毎年4月に南魚沼警察署と連携して「安全運転宣言」と「車両点検」を行っております。全店の営業担当者20名と20台の営業車が一堂に会して、安全運転の機運を高めるために実施し、当組合の営業職員は「子どもやお年寄りの安全見守り機能」も果たしていることを確認しました。

・営業担当者のアルコールチェック

2022年4月から、全店の営業職員は出社時に「アルコールチェック」を行うことを義務付けました。万一の事態を起こさぬよう、各店の安全運転管理者のもとで厳正にチェックしています。

② 三位一体 防災訓練

毎年7月に消防署、地域住民、当組合の連携により防災訓練をおこなっております。訓練では「消火器を使った防火訓練」の他、「AEDによる心肺蘇生法」を学び、有事の際に地域の被害が最小限となるように取り組んでいます。また、非常用電源を備えている当組合本支店が、地域の防災拠点となるよう準備を進めております。



文化的・社会的貢献に関する活動

①地元消費購買促進事業（地域還元型賞与）

当組合では職員に対して、2011年から「地元商店のみで利用可能とする」地域還元型賞与を支給しております。全職員が勤務地の商店を利用することとなっております。その経済効果は年間約3百万円にも及びます。お取引先企業にも推奨しており、地域還元型賞与を支給する企業も増えています。

②コンパクトごみハウス贈呈

自治体との地域連携協定の枠組みの中で、十日町市、湯沢町へ当組合オリジナルの「コンパクトごみハウス」を贈呈しました。折りたたみ式の移動可能なごみハウスは、冬季の機械除雪で邪魔になることを理由に、ごみステーションを設置できない箇所や、集積庫を設定するスペースの無いアーケード街等で使用されており、ご好評をいただいております。



③ゆきしんウォーキングキャンペーン開催

当組合では、営業エリア内の住民の方から「健康で豊かな（ウェルビーイング）な暮らし」を送っていただくためのきっかけとなるよう、アプリを使用して歩数を記録するウォーキングキャンペーンを開催しました。地域住民が運動習慣を身に付けることにより「医療費の抑制」にもつながる取組みでもあるため、地元7自治体と連携して開催し、参加者総数は892名となりました。



④ゆきしんフットサル交流会開催

「子どもたちにスポーツを通じた新たな交流の場を与えたい」という思いから、南魚沼市出身のプロサッカー選手お二人をお招きして、地域の子供たちを対象とした「フットサル交流会」を開催しました。また、当組合がスポンサーとなり、小学生のサッカーチーム対抗の「ゆきしんカップ」サッカー大会を開催し、6チームが参加しました。



⑤ピーターパン募金贈呈式

新潟県信用組合協会の事業として、地元の子ども教育・福祉関連施設へ寄付を行っております。2024年度は「中之島小学校」「湯沢小学校」「城内小学校」「松代小学校」「小出小学校」へそれぞれ寄付を行い、備品の購入など有効に活用していただきました。



⑥南魚沼市海外派遣事業

南魚沼市の中高校生16名が、ワシントンDCとNYを訪問しました。南魚沼市職員の他、当組合を代表して、石打支店・岸野次長が同行させていただきました。この事業は、当組合とニューヨーク新潟県人会会長である大坪賢次氏とのご縁から誕生したものであり、当組合職員も視野と可能性を広げるために、毎年同行させていただいているものです。



⑦理事長講演による文化的貢献事業

・新潟青陵大学理事長講演会、コミュニティビジネス実習
新潟青陵大学からご依頼を受け、2022年から毎年「地域づくり」をテーマとした理事長講演会を開催しております。そのご縁から、学生が実際に牧之通りや、当組合取引先企業を訪問する「コミュニティビジネス実習」へと発展しております。

・JA全中経営ビジョンセミナー
一般社団法人全国農業協同組合中央会主催によるセミナーをゆきしん本店にて開催しました。全国から約20名のJA役員のみならず来店され、小野澤理事長の講義のほか、当組合支援先企業の視察や、グループディスカッションが行われ、同じ協同組合として組合の存在意義を高めるための取組みが共有されました。

・長岡大学シンポジウム

長岡大学主催によるシンポジウム、「新潟の観光まちづくりを考える」へパネラーとして参加し、当組合の取組みをご説明し参考としていただきました。

・SHIFTONラインセミナー

JPBV（一般社団法人 価値を大切にする金融実践者の会）主催によるオンラインセミナーへ小野澤理事長が登壇しました。「職員の夢で事業計画を作るしんくみの組織」と題して、当組合の事業計画について講演を行いました。講演後の問い合わせが型も多く、2025年度の実践型研修受入へと繋がっております。



長岡大学シンポジウム



JA全中経営ビジョンセミナー



新潟青陵大学 コミュニティビジネス実習

「外部機関との連携」に関する活動

2024年	4月3日	「小千谷市との連携協定締結式」
	4月4日	「ハイウェイ大使委嘱式」職員3名出席
	4月12日	「春の交通安全運動指導」ハイウェイ大使職員2名参加
	4月15日	「コンバクトゴミハウス贈呈式（湯沢町）」小野澤理事長 他役職員3名出席
	4月16日	「つむぎ通り組合第2回通常総会」高橋常務出席
	4月18日	「塩沢建築工業組合総会」上村監事出席
	4月19日	「コンバクトゴミハウス贈呈式（十日町市）」小野澤理事長 他役職員3名出席
	4月22日	「地域安全見守り隊結成式」南魚沼警察署連携
	4月26日	「新潟県中小企業団体中央会・理事会」小野澤理事長出席
	5月15日	「湯沢町商工会・通常総代会」山田石打支店長出席
	5月17日	「松代町商工会・通常総代会」片桐津南支店長出席
	5月20日	「塩沢商工会・通常総会」上村監事出席
	5月22日	「新潟県信用保証協会・理事会」小野澤理事長出席
	5月23日	「高速交通機動隊・表彰式」小野澤理事長 他職員2名出席
	6月7日	「新潟県中央会・通常総会」小野澤理事長出席
	6月7日	「南魚沼後援会・総会」高橋常務出席
	6月7日	「湯沢町観光まちづくり機構・定時総会」山田石打支店長出席
	6月9日	「第15回・南魚沼グルメマラソン」職員12名ボランティア参加
	6月21日	「塩沢商工会・評議委員会」高橋常務出席
	6月24日	「中央会・第3回正副会長会・第4回理事会」小野澤理事長出席
	6月26日	「新潟県信用組合協会・通常総会」小野澤理事長出席
	6月26日	「南魚沼市観光協会・定時総会」森下理事出席
	6月26日	「男女共同参画推進委員会」福原本店長出席
	6月27日	「全信中協・通常総会」小野澤理事長出席
	7月4日	「地域同期会・第3回開催」3地区同時開催
	7月5日	「トレイン同期会」ほくほく線連携事業
	7月9日	「塩沢中学校生・職場体験」受け入れ
	7月12日	「ゆきしん版こむすびりノベ3」普及促進大会実施
	7月12日	「銀行警察連絡協議会」高橋常務出席
	7月20日	「防災訓練」「消火訓練」「救急法講習会」地元消防署連携
	7月22日	「南魚沼マッチボックス」活用セミナー
	7月23日	「健保組合理事会」「健保組合会」小野澤理事長出席



塩沢中学校生・職場体験



トレイン同期会



地域安全見守り隊結成式

7月24日	「小千谷税務署長来組」小野澤理事長面談
7月25日	「南魚沼市・観光戦略会議」森下理事出席
7月29日	「新潟県奨学金ネットワーク第3回総会」高橋常務出席
7月30日	「NYへ職員派遣」ゆきしん代表職員「石打支店・岸野次長」渡米
8月6日	「橋常務面談」
8月30日	「地域防犯訓練」「特殊詐欺声掛け訓練」実施（地元警察・地元住民一体訓練）
9月3日	「塩沢商工会共催少年野球大会」
9月7日	「第5回・糸と糸盆踊り」ゆきぐに信用組合協賛
9月9日	「新潟青陵大学・コミュニケーションビジネス実習」実施
9月19日	「新潟地区信用組合情報交換会」小野澤理事長、高橋常務、福原本店長出席
9月24日	「南魚沼市・第2回観光戦略会議」森下理事出席
9月24日	「国立印刷局・大津理事長面談」小野澤理事長WEB面談
9月29日	「南魚沼市市制施行20周年記念式典・祝賀会」小野澤理事長出席
10月12日	「第3回・南魚沼収穫祭」開催（当組合特別協賛）
10月14日	「南魚沼市ふるさと会」小野澤理事長出席
10月27日	「南魚沼市縦断駅伝大会」ゆきぐに信用組合特別ゼッケンスポンサー
10月30日	「小野澤理事長オンライン講演会」
10月31日	「国税地方税ダイレクト納付共同宣言」小野澤理事長出席
11月1日	「魚沼市市制施行20周年式典」高橋常務出席
11月5日	「商工中金・和久支店長来組」小野澤理事長面談
11月6日	「独自の景況感調査」実施
11月13日	「JA全中経営ビジョンセミナー開催」講師・小野澤理事長
11月27日	「小田原第一信用組合」視察来組、貸出FS参加
11月28日	「長岡大学シンポジウム」小野澤理事長パネラー参加
11月28日	「塩沢商工会臨時総会」森下理事出席
11月29日	「新潟県副知事、年末金融円滑化要請」小野澤理事長面談
11月29日	「新潟県産業労働部・副部長面談」小野澤理事長面談
12月6日	「南魚沼市・第3回観光戦略会議」森下理事出席
12月12日	「けんこう職場おすすすめプラン表彰伝達式」開催



あい郷就職応援フェア



塩沢商工会共催少年野球大会



「南魚沼マッチボックス」活用セミナー

12月20日	「冬の交通安全指導」ハイウェイ大使職員1名参加
12月21日	「2024ゆきしんフットサル交流会」開催
2025年	
1月6日	「魚沼市賀詞交換会」小林小出郷支店長出席
1月10日	「小出商工会新年祝賀会」小林小出郷支店長出席
1月10日	「新潟県信用保証協会・稲荷会長来組」小野澤理事長面談
1月17日	「銀行警察連絡協議会」高橋常務出席
1月20日	「中小企業庁・資金繰り支援説明会」高橋常務出席
1月23日	「ニューヨーク新潟県人会長・大坪賀次氏との意見交換会・懇親会」小野澤理事長出席
1月24日	「松代町商工会・新年講演会兼懇親会」片桐津南支店長出席
1月25日	「あい郷就職応援フェア」まちづくり推進機構連携開催
1月27日	「ゆきぐにの未来基金・審査会、管理運営合同会議」委員9名出席
1月28日	「南魚沼市観光協会賀詞交換会」上村監事出席
1月28日	「第2回新潟地区信用組合情報交換会」小林小出郷支店長出席
1月29日	「六日町商工会賀詞交換会」森下理事、福原本店長出席
2月7日	「小千谷税務署長来組」小野澤理事長面談
2月9日	「第35回新潟国際雪台大会」ゆきしんチーム参加
2月13日 14日	「那須信用組合・合同FS開催」小野澤理事長 他職員8名参加
2月13日 14日	「南魚沼市健康づくり協議会」森下理事出席
2月14日	「塩沢商工会・学校評議員会」高橋常務出席
2月17日	「新潟県知事後援会・常任理事会」小野澤理事長出席
2月24日	「レレヒカップ」ゆきぐに信用組合協賛
3月6日 7日	「小田原第一信用組合・合同FS」ゆきしん職員5名参加
3月8日	「しんくみグループ選手権in東京タワー」小野澤理事長 他職員4名派遣
3月14日	「ビーターパン募金贈呈式」贈呈先5小学校校長先生出席
3月15日	「2025ゆきぐにランタンin牧之通り」共催
3月26日	「新潟県信用保証協会・理事会」小野澤理事長出席
3月27日	「ゆきぐにの未来基金・第九期・信組ゆきぐに奨学金・認定式」(南魚沼市 魚沼市)
3月28日	「ゆきぐにの未来基金・第九期・信組ゆきぐに奨学金・贈呈式」(津南町、十日町市)



2025ゆきぐにランタンin牧之通り



小田原第一信用組合・合同FS



那須信用組合・合同FS

顧客の組織化とその活動の実績

①ベストパートナー企業100

社員の採用や雇用安定の為の健康づくり、福利厚生の一環として社員の金融教育を行うなど、より良い職場環境づくりに向けて取り組む地元企業100社と「ベストパートナー契約」を結んでおります。当組合は「100社100名の雇用創出」を掲げ、大手企業の工場誘致による雇用創出ではなく、地元で頑張る堅実な企業が毎年1人でも雇用を増やすことが、真の地方創生であると考えます。

ベストパートナー企業には約2,500名の社員が勤務しており、その皆さんを対象として「金融リテラシー出前授業」を開催し、「健康職場おススメプラン」の実践を支援しています。近年は、各企業の新入職員の途中退職という新たな課題に向き合い、定着率向上を目的として「地域同朋会」を開催しております。



②家庭円満51加盟店

建築業による地域の産業振興と、若者の定住促進を目的として「20代限定住宅ローン『家庭円満51』」を取扱いしております。この住宅ローンは、施工品質がしっかりと担保できる地元建築業者での施工が条件であり、当組合とアフターフォローに関する覚書を交わしております。当組合側は毎年家計のメンテナンスを実施し、給与の減少や病気など不測の事態に見舞われたときに条件変更を行い最長51年まで面倒を見ます。金利の先高感がある現在、「51年固



定型住宅ローン」はお客様にとって純金以上に価値がある「宝」と言える商品となっております。

また、近年の建築価格高騰によるリフォーム資金ニーズの高まりにより、2024年度より「空き家問題」「環境問題」「子育て支援」を目的とした「こむすびりノベ36」の取扱いを開始しました。雪国型ZEHによる施工や県産材の利用による金利優遇もあり、新潟県と地方自治体、地元建築事業者と連携して地域の課題解決に向けて取組んでおります。

③信栄会

当組合では、支店ごとに取引先の組合員の皆様から「信栄会」という後援会を組織していただいております。「本店信栄会」「石打信栄会」「五日町信栄会」は1981年に設立、「津南信栄会」は1992年、「小出郷信栄会」は2002年に設立し、全店の会員数は約680名となっております。



主な行事として「夏のふれあいの集い」「冬の定期総会」「研修旅行」「信栄会合同ゴルフコンペ」など年間を通じて様々なイベントや活動を企画していただき、会員相互の交流や地域活性化の為、ご尽力を頂いております。

当組合も各支店において事務局運営に携わらせていただいている他、信栄会会員の振込手数料割引なども提供しております。今後もより一層、信栄会組織の活性化、会員企業・個人の皆様の発展に取組んでまいります。

④年金サポート委員会

当組合で年金受給口座の指定を頂いているお客様は全て「年金友の会」会員とさせていただきます。会員のお客様に対して「安全見守り隊」事業を行っており、特殊詐欺被害の防止や、独居世帯、ご夫婦のみ二人世帯の見守

り活動を行っております。地域ごとに担当職員を定め、職員の顔写真入りの「安全見守り隊カード」を配布、ご自宅の電話機の近くに掲示させていただき、不審な電話が掛かってきた際にすぐに気が付き、当組合の担当者へご相談していただく仕組みをつくりました。

会員の方へ、お誕生日のプレゼント、年金サポート委員会総会など、工夫を凝らしてお楽しみいただいております。また、2024年度より毎月15日を「スマホの日」として設定し、スマホの基本操作やアプリの使い方、迷惑メール対策など、当組合の職員が無料でご相談に応じます。

⑤次代の会

2013年度〜2018年度、6期に渡って開催された「魚沼の経営塾」卒業生約300名が「魚沼の次代の会」として組織されています。次世代経営者の勉強会として組織された「経営塾」は、充実した講義内容と凝った趣向により非常に満足度の高いものでした。卒業後のOB会として組織された「次代の会」は、有名講師を招いての後援会や、ビジネスマッチングの取り組みなど行い「食の国際総合見本市（フードメッセinいがた）」の見学ツアーも開催しております。

2025年度はお取引先企業からご要望の多かった「経営塾」を第7期として開講します。



中小企業の経営改善のための取組み

① 中小企業の経営支援に関する取組み方針

2025年度事業計画「経営の基本方針」より抜粋

「事業性融資の推進等に関する法律」（事業性融資推進法）が成立し公布されました。主なポイントは「企業価値担保権」の新設です。中小企業が資金調達しやすくすることを国が推進するというものです。



私どもはこの事に関して『地域金融機関の地域貢献は事業性融資に積極的に関与することである』と言い続けてきました。事業性融資を積極的に推進し地域の事業者の皆様を支援すること、金融弱者を救済し地域の底辺を担う信用組合として、事業性融資にもっともっと傾注してまいります。

地域内の小規模事業者は経営困難先がまだ多く、資金支援プラス経営支援の連携が必要、そのための時間と労力は惜しまず提供し、事業者の話をしっかりと聞き、とことん寄り添うことを営業の基本方針とします。

② 中小企業の経営支援に関する態勢整備

2025年度事業計画「重点施策」

CDP（カスタマーデライトプラクティス）の取組み

CDPとは、既存融資取引先の全先を対象として行う事業です。取引先企業の業況悪化防止のため、継続してソ

リユーシオン支援（本業の改善）に取組むものであり、その前提として顧客の期待値を正確に把握し、共感を得た上で事業改善に取組む必要があります。「顧客満足」を超える「顧客感動」を生み出すために、当組合の職員は熱意と工夫と行動力を持って、チームワークで取組んでおります。

STF（スペシャルタスクフォース）の取組み

STFとは、新規融資先を対象として行う事業です。業況が思わしくない事業先に対してトリアージ（優先順位付け）を行い、当組合独自の支援内容をお伝えしていきます。他行の追加支援が難しい事業者に対しては、当組合が一部を肩代ることでメイン銀行の支援が膠着状態から抜け出し、新たな「追加融資」や「条件変更」が可能になるという銀行側にもメリットのある「三方良し」の他行共存型の提案を行っております。

③ 中小企業の経営支援に関する取組み状況

〈創業・新規事業支援〉

当組合では、創業や新事業への進出を計画されているお客様に対して、事業計画の策定支援や適切な資金供給への取り組みを行っております。資金面でのご相談については、「次代の会・事業化推進特別資金」の他、県・市町村制度融資を活用しながら円滑な資金供給に努めております。

〈成長段階支援〉

当組合では、不動産担保や個人保証に過度に依存しない融資を活用しながら、お客様の事業拡大のための資金需要に対応しております。また、「フードメッセーにいがた」をはじめとしたビジネスマッチングによる新たな販路拡大等の支援も行っております。

〈経営改善・事業再生支援〉

当組合では、条件変更等に対応した経営支援先に対して、営業担当者が月1回以上定期訪問し、経営助言の実践と経営改善計画策定支援に取組んでいます。また、資金繰りの先行管理の支援策として「3ヵ月先行資金繰り管理」をお客様と共に進めております。

④ 『経営者保証に関するガイドライン』への対応

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、『経営者保証に関するガイドライン』への取組方針」を策定しております。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めております。また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなどを具体的に説明し、経営改善支援を行っております。

「経営者保証に関するガイドライン」の取組み状況		2023年度	2024年度
新規に無保証で融資した件数		177件	200件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合		17.59%	51.41%
保証契約を解除した件数		7件	2件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数（当組合をメイン金融機関として実施したものに限る）		0件	0件

※2023年10月より新規融資件数の算出方法を変更したため、新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合が対前年度比で大幅に増加しております。

地域支援の取組（地域の活性化に関する独自のベンチマーク）

① 地域同期会（トレイン同期会）への発展

「雇用」から「定着」へ

ゆきぐに信用組合では、「魚沼地域の1000社1000人雇用創出」を掲げて、地元企業と就活者の出会いの場である「就職応援フェア」を5年間に渡って開催してきました。この取組みにより120名以上の雇用が生み出されましたが、その反面、就職した若者が3年以内に退職してしまうケースがあとを絶たず、雇用からの「定着」という課題が浮き彫りとなりました。

若者同士のネットワークづくりを促進

そこで、当組合では地元企業の若手社員を対象に、企業の枠を超えたネットワークづくりを目的として「地域同期会」を開催しております。第3回となる今年は「魚沼」「津南」の2会場で54名が参加し、座談会や懇親会を通じて交流を図っていただきました。

トレイン同期会への発展

さらに、2024年度は新たな試みとして地元ローカル鉄道「北越急行」様からご協力をいただき、同期会専用の貸切列車を運行しました。企業の垣根を超えた20歳～37歳の若手社員44名が参加し、地域の宝物を探すトレジャーハントなどを通じて、地元で働く若者同士が「仲間」としていつでも連絡できる関係性を築いていただきました。

② あい郷就職応援フェア（おしごとマルシェ）

当地においても、若者の進学・就職をはじめとした人口の社会減少は大きな課題となっています。都会で仕事をし、暮らしている若者は日々のストレスや経済的な理由も含め「いつか故郷に帰りたい」と思っているものの、「地元には仕事が無い」などのイメージから躊躇しているケースが多いようです。今回の取組は、そんな若者を対象として「地元にも魅力的な企業がたくさんある」ことをPRする機会とするため開催しました。

また、都会に暮らしている子供を、故郷で心配している「親世代」をターゲットとして、地元企業に対する理解を深めてもらい、Uターンを希望する世代へ「伝えてもらう」ことも目的のひとつとしています。

当日は、出展企業32社、来場者90名（内保護者70名）から足を運んでいただき、採用が実現した企業も生まれています。

③ フードメッセinにいがた（次代の会）バスツアー

「朱鷺メッセ新潟コンベンションセンター」で開催された食の国際総合見本市へ、当組合がブースを借り上げて、お取引先6社から出展していただきました。11月6日から3日間に渡り開催され、全体では423企業が出展、延べ来場者数は12,188名でした。当組合の職員もバックアップを行い、各参加企業とも今後の販路拡大に繋がる機会となりました。



当組合が

組織する次世代経営者の会「次代の会」から参加メンバーを募り「フードメッセinにいがた」見学バスツアーを開催しました。36名が参加し、行程の中で県央の企業を視察した他、道中のバス車内ではビジネスピッチを開催するなど、会員企業同士の交流も図っております。



④ 景況感調査

（メディアには現れない魚沼圏域の経済の実情）毎年11月に当組合の営業エリア（ゆきぐに経済圏域）250社を対象として独自の景況感調査を行っております。「全体的な景況感」のほか、「人材と雇用」「賃金と賞与」「原材料の高騰」など経営環境の変化が及ぼす影響について調査している他、雪国ならではの調査項目として、大雪や小雪による影響度も調査しております。

調査結果は、地元企業へ還元することによって、今後の経営判断に活かしていただいていると共に、自治体にも提供しております。





「SDGs宣言」への取り組み

■当組合の「既実践している内容」

1 貧困をなくそう



- ①「信組ゆきぐに奨学金」地元高校生を対象とした善意の寄付による返済不要の奨学金制度
- ②「定期家計診断」「おまとめローン」「事後管理システム」による家計の困窮支援

3 すべての人に健康と福祉を



- ①「高齢者安全見守り活動」「特殊詐欺被害防止」など地域課題解決に向けた支援
- ②協会けんぽと連携した「けんこう職場おすすめプラン」地域内企業への波及
- ③「ウェルビーイング委員会」を通じたウォーキングキャンペーンの普及

4 質の高い教育をみんなに



- ①「こども金銭教育」（小学生対象）、「若者カード教育」（中高生対象）、「金融出前授業」（若年新成人対象）を実施
- ②大学向け寄付講座の実施、コミュニティビジネス実習、インターンシップの受入れ

5 ジェンダー平等を實現しよう



- ①「職場のダイバーシティ（人材の多様性）」の浸透
- ②世代を超えた「ジェネレーショントーキング」の実施
- ③魚沼市響きの森文化会館「マタニティ支援事業」への協賛

8 働きがいも経済成長も



- ①「360度評価制度」「ノルマ廃止」「1on1ミーティング」の実施
- ②「70歳雇用延長」の導入
- ③「メモリアル休暇」「S休」導入による休み易い環境の整備

11 住み続けられるまちづくりを



- ①地域の産業振興のため「こむすびりノベ36」の発売と「普及促進大会」の開催
- ②地元企業の雇用拡大のための「あい郷就職応援フェア」開催

13 気候変動に具体的な対策を



- ①「地酒で乾杯、おい水推奨、食べ残しゼロ」推奨のためオリジナルコースター作成
- ②環境に優しい素材「エコクロス」使用の「カーボンオフセット通帳」を使用
- ③「マイ箸、マイスリッパ、マイバック」を役職員全員が携帯

17 パートナーシップで目標を達成しよう



- ①持続可能な開発目標への取り組みと対象企業への支援
- ②災害や事故に備えるための、地元警察署・消防署との連携

TOPIX

2025年2月 「第5回新潟SDGsアワード」

当組合の取り組み「ゆきぐにの未来基金」が優秀賞を受賞しました。ひとり親世帯の高校生を対象とした「返済不要の奨学金制度」の地域内への広がりが高く評価されました。



2025年3月「にいがた健活アワード2024」

当組合の「ウェルビーイング委員会」の取り組みが法人部門にて最優秀賞を受賞しました。男女共に更年期障害による休暇を取得しやすくする「S休」の普及や、地域を巻き込んだ「ウォーキングキャンペーン」の取り組みが評価されました。



4 質の高い教育をみんなに



ゆきぐにの未来基金 「思い出づくりツアー」

日帰りバスツアーで、地元の観光名所や施設を訪問。地元の魅力を再発見し、郷土愛を育てたいとの思いから開催しております。奨学生とその親が参加し「夏休みに親子で忘れられない思い出が出来た」とうれしい声が届いています。



「地元企業見学ツアー」

将来の職業選択の視野を広げる一助として、当組合が推薦する「地元優良企業」を一日かけて訪問します。奨学生の皆さんには、奨学金の認定式において「将来、どこに行っても活躍しても構わない。大きく羽ばたいて欲しい。」と伝えています。



ス活用セミナー」を定員20名にて実施しました。

8月18日(日)「信組ゆきぐに奨学金」で支援する高校生を対象に「思い出づくり日帰りバスツアー」を実施、奨学生とその家族の計16人が参加し、親子で夏休み中の大切な思い出ができました。

9月3日(火)には、「くみの日週間」のボランティア清掃と地元警察署と地域住民と一体となって「防犯訓練」「特殊詐欺防止訓練」を実施しました。思わぬ「凶悪犯罪」が白昼堂々と行われる昨今、職員とお客様の「身の安全」が何よりも優先することを全員で確認しました。

11月に「独自の景況感調査」を行い、年明けからのガソリン初めの燃料価格の高騰と「人手不足」からくる「賃金上昇」等へどのように対応するか、特に冬場の降雪量の状況に応じた見込などを確認しました。

2月10日に大雪による「災害救助法」の適用を受け、金融上の特別措置を講じると同時に『大雪災害特別融資』と『大雪災害対策ローン』の取り扱いを開始し、全店へ「相談窓口」を開設しました。

各信栄会の総会は、12月6日「石打信栄会」、1月30日「小出郷信栄会」、2月7日「本店信栄会」、2月14日「五日町信栄会」、3月6日「津南信栄会」といずれも大勢の会員が出席し大盛況にて開催されました。

3月8日に東京タワー特設会場にて「第3回しんくみグルメ選手権」が開催されました。来場者数は約5千人で雪国からの美味しいものを大勢の方々に宣伝することができました。

3月15日は「ゆきぐにランタン」を地元牧之通り組合、商工会、塩沢商工高校等と協力して開催しました。

1月27日(月)は、「未来基金の審査会」を実施、新大の有森教授を委員長に林茂男・南魚沼市長、内田幹夫・魚沼市長、

当組合理事長の4名にて審査を行い、第九期の奨学生「85名」を内定しました。

3月27日と28日に「未来基金・認定式」を各地区4会場にて実施、この度認定を受ける「奨学生」は「85人」で、延べでは「473人」になります。同時に実施する「卒業生の会」の「入会式」は、第六期卒業生「23人」で、第一期からの卒業生は合計「101人」になりました。

今期の決算に関しては、厳しい局面と言わざるを得ない状況にあり、引き続き融資取引先への経営支援に尽力してまいります。総代はじめ組合員の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上



第3回しんくみグルメ選手権



ゆきぐにランタン

事業報告

2024年度

第72期（自2024年4月1日）至2025年3月31日

事業の概況

4月3日(水)に「小千谷市」との個別連携協定を締結し、これで地元7自治体との連携協定がすべて完了しました。

4月8日(月)は、1都9県の全金融機関を監督する「関東財務局」から局長がトップヒアリングにお越しくださいました。「局長ヒアリング先」として指名されるようになり、今回で「6人目」の局長訪問となりました。

4月15日(月)は、湯沢町へ「コンパクトゴミハウス」を贈呈しました。

4月19日(金)は、十日町市へ「コンパクトゴミハウス」を贈呈しました。

4月22日(月)は、「地域安全見守り隊」の結成式を実施しました。

5月の「総代地区会議」では期末決算のご報告と通常総代会への出席要請並びに組合運営に関しての「質疑応答」を実施させていただきました。

5月29日(水)に開催された当組合「融資取引先」のバンク



十日町市「コンパクトごみハウス」寄贈式



総代退任式

ミーティングでは、最悪の事態となることが経営者側から発表されました。3月以降再三にわたり改善計画について話し合ってきたおりでしたが、ここに来て事態が急変することになりました。

6月25日の「通常総代会」へは、決算期後に生じた重要な事項として「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」に基づく「廃業型私的整理手続きの申出の事象」が発生したことを追加の報告事項としました。

当日は「総代退任式」として永年当組合へ貢献して下さいました方々へ「感謝状」と記念品をお渡ししました。「総代懇親会」

では、新総代の皆様をご紹介し、このたびの改選で総代の平均年齢は「54歳」と若返りました。

7月4日「地域同期会・第3回」、7月5日「トレイン同期会・第1回」はマスコミから大変注目され新聞テレビに取り上げていただきました。

7月12日(金)に開催した「こむすびりノベ36」普及促進大会並びに提携事業者への認定証交付式は、新潟県から大変注目されている事業で、地元自治体との連携により、この雪国から「中古住宅市場」を立ち上げ、ゆくゆくは「中古車市場」のように発展させていきたいと考えています。

7月20日(土)に地域と一体となった「防災訓練」「救命救急訓練」「消火訓練」を実施しました。当組合には停電時の「非常電源装置」が全部店に完備されており、いざという時には、地域の避難所として機能するべく、毎年地域と一体となった「防災訓練」を実施しております。

毎月15日を「スマホの日」と定めています。当組合の職員が窓口で簡単なスマホの操作を教えてくれるということで大変好評をいただいております。

7月22日(月)、企業の人手不足を補う意味で「マッチボックス



「こむすびりノベ36」普及促進大会

2025

yukiguni Shinyoukumiai

DISCLOSURE



幸せのYuki-Shin

ゆきぐに信用組合



職員の夢を事業計画で



フットサル交流会 ゆきしんカップ



LINEは
こちら

HPは
こちら

